

平生町告示第46号

平成30年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年11月30日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 平成30年12月17日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中村 武央君

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

湊上 正博君

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成30年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成30年12月17日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第41号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第42号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第43号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第44号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第45号 平成30年度平生町熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第46号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第47号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第14 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第41号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第42号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第43号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第44号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第45号 平成30年度平生町熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第46号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第47号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第14 委員会付託

出席議員（12名）

1番 中村 武央君	2番 中本 敦子さん
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君
8番 渕上 正博君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			田坂 孝友君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において瀧上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月25日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、9日間と決しました。

○議長（福田 洋明君） このたび行われました平生町長選挙におきまして、浅本邦裕氏が当選されました。全議員を代表してお祝い申し上げます。

ここで浅本町長から発言の申し出がありますので、これを許します。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おはようございます。議会の皆様、また、町民の皆様、本日は朝早くからお集まりいただきありがとうございます。それでは私から簡単に所信表明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

去る11月18日の平生町長選挙に際しましては、町民の皆様の温かい御支援を賜りまして、初当選の栄に浴し、町長の命を受けたことに深く感謝申し上げます。12月11日から町政の運営に取り組んでおりますが、無投票当選でいただいた信託の重さを深く感じ、責任感と使命感で身が引き締まる思いでございます。就任にあたりまして、ひとこと御挨拶申し上げます。

私たちの平生町にも我が国を取り巻く人口減少、少子高齢化の波が色濃く影響し、財政的にみても子供たちが担う将来負担比率はこれまでの改善の努力にもかかわらず、現在県内でも最も厳しい状況となっております。まもなく平成の次の時代がやってきます。新しい時代の幕開けの時、町民全てが10年、20年後も先々も幸せを実感し、元気であることが求められております。そのためには、さまざまな問題の解決と時代に即した創造に向けて町民の皆様の参画をいただきながら、県、国と自ら率先して対話、連携し、検討、実現に取り組んでまいります。

まず、政策の第一といたしまして、災害に強い防災、地域防災力の強化でございます。昨今の自然災害は、一時代前と違い、線状降水帯等による集中豪雨、地震、津波など想定を超えた大きな災害が日本各地で発生し、多くの人が犠牲になられています。本町においても、人的被害はな

かったものの、各所で土砂災害が発生いたしておりました。専門家も加えて防災対策等をもう一度見直し、できるものから政策に反映し、さまざまな災害の発生に備え、常に危機管理意識を持って災害対策に取り組んでまいります。

第二に、財政の健全化でございます。今、町の財政は弾力性に乏しい状態となっております。この硬直化した財政の立て直しを図るため、県や国の知恵も活用しながら、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる町政の財政運営体制を構築してまいります。

第三は少子高齢化の問題の取り組みです。少子化につきましては、安心して子供を産み、育てられる環境整備が必要不可欠なものとなっております。具体的には、健やかで安心して暮らせる町づくりのために、昨年、一定の要件に該当する小学校1年生から3年生までを対象に保険適用医療費の自己負担分を助成する制度をスタートしておりますが、今後はさらなる制度の拡充に取り組んでまいります。また、人口減少問題に対応するため、平生町未来戦略に沿って将来にわたって活力のある地域社会を堅持するための政策を実施いたします。高齢者の方々には健康長寿で生き生きと暮らしていただくため、地域コミュニティの醸成と地域に伝わる伝統文化の継承に力を注いでまいりたいと存じます。

本町を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、平生には豊かな自然、文化、歴史など多くの財産があります。まだまだ多くの可能性を秘めております。議員の皆様、町民の皆様と一緒にその可能性を引き出して魅力ある町にしていきたいと考えておりますので、今後一層のご理解とご支援の程、心からお願い申しあげまして所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開を9時30分からといたします。

午前9時08分休憩

.....
午前9時30分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは行政報告をさせていただきます。

1年の時が流れるのは早いもので、もう師走の12月も半ばを過ぎようとしております。

今年は、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨災害、9月の北海道地震、そして7月から10月にかけての台風上陸など、日本列島の各地において災害発生や自然の猛威にさらされ、甚大な被害を受けました。

また、最近における異常気象の影響もあり、夏は、今年も猛暑となりました。この猛暑による高温障害などにより、夏野菜の相場が高止まりするなど、農作物が高騰するなどの深刻な影響もあつたところであります。

ここにきて、朝晩の寒さも厳しくなり、県内でも積雪が観測されるなど、一気に季節は冬に向かって進んでいます。

振り返りまして、7月から10月にかけては、大雨警報や台風の接近に伴い、本町においても警戒態勢を敷き、災害に備えて参りましたが、幸いにして豪雨や台風による人的な被害もなく、胸をなでおろしているところであります。

いかなる災害に対しましても、初動体制が大切であることから、過日、11月1日には、職員を対象とした予告なしの抜き打ち参集訓練を実施しております。今後におきましても、危機管理意識を常に持ちながら、災害対応に取り組んで参りたいと考えております。

そうした最中、定められました、平成30年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策に関わります国の動向や地方財政について触れてみたいと思います。

我が国の経済は、現状としては、景気は緩やかに回復しているとされ、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされています。

11月26日に開催された経済財政諮問会議において示された2019年度予算編成の基本方針原案では、同年10月に予定される消費増税に関し、景気への悪影響を最小限に抑えるため、あらゆる施策を動員すると明記されています。

また、今年相次いだ自然災害を受けて、防災・減災対策を3年間かけて集中的に実施することも盛り込まれています。

財政健全化に向けては、基本方針2018に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進

することにより、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支、プライマリーバランスの黒字化を目指すこと、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すことを堅持することも記載されています。

こうした国の状況ではありますが、本町としては、去る12月13日、平成31年度の予算編成方針を示したところであります。

平成29年度の一般会計決算においては、財政の健全化を示す健全化判断比率である実質公債費比率は13.7%、将来負担比率については、164.3%といずれも早期健全化判断基準を下回っています。前年度と比較して、実質公債費比率は0.7%、将来負担比率は8.9%の減少となっております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、2.1%減少し92.2%となっております。

しかしながら、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない状況に変わりないことを十分に認識する必要があります。

基金残高は、29年度末において約3億7,900万円であり、前年度末と比較して約2,600万円増加していますが、県内で最も低い残高です。

景気不透明な状況による町税の確保、国勢調査人口の減少による普通交付税額の段階的な減少等によりまして、基金残高を維持することは非常に困難な状況となっておりますが、基金依存体質からの脱却をめざした町財政運営を進めていく必要があります。

なお、本町の具体的な予算編成にあたりましては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

先ほど、議長にお許しを得て、私の所信表明を述べさせていただきましたが、その中におきましても申しましたように、まだ就任して日が浅いものでありますので、本来であれば、9月定例会以降の内容について触れるべきところではあります。一つだけの報告とさせていただきたいと思っております。

ひらお産業まつりについてご報告申し上げます。

去る11月24日に、体育館周辺及びひらお特産品センター周辺の2会場において、第7回ひらお産業まつりが開催されました。

昨年に引き続いて一カ所集約型での開催を検討されておりましたが、今年にはひらお特産品センターが平成10年に開設されて以来、20周年を迎える年ということもあり、20周年感謝祭と同時開催を行いたいとの意向から2カ所開催という形で実施されました。

当日は、私も参加させていただきましたが、天候にも恵まれ、町内外から約4,000人もの多くの来場者で賑わっていました。

この産業まつりは、町内の産業関係団体のみなさんで組織する、ひらお産業まつり実行委員会

の手によって、企画段階からまつりの準備、当日のイベント運営、撤収作業まで行われていることとお聞きし、実行委員長さんをはじめとする関係各位のご尽力に改めて感謝申しあげるとともに、敬意を表したいと思います。

産業まつりのオープニングセレモニーの中で、山田前町長と私とで、新たなまちの魅力づくりを目指した「イタリアノひらお」のシンボルマークの除幕式を行いました。

この取り組みは、平成27年に策定した平生町未来戦略において、政策目標の一つである、地域の特性を活かした産業の振興と雇用の創出を進めるために、本町が位置する室津半島と地形が類似しているイタリアをテーマとした魅力づくりに取り組んでいこうというものであります。

今後全町一体となって本政策目標実現のために、各分野における取り組みを通じて、町の活性化を図っていききたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは、9月定例会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申しあげます。

社会教育関連の秋の行事について御報告申しあげます。

10月10日に平生町音楽鑑賞会が開催されました。今回は、混成四重唱団マーシャル727Neoの皆さんをお迎えして、独唱、二重唱、混成四重唱といういろいろなスタイルでの歌唱やオペラを披露していただきました。町内外から多くの方が来場され、豊かな声量と美しいハーモニーを満喫されました。

10月20日には平生図書館まつりが開催され、本のリサイクルコーナーや平生町おはなし会の皆さんによる絵本の紹介、光市で人形劇の活動をされている皆さんによるわくわくエプロンパネルシアターが行われ、多くの人でにぎわいました。

翌21日には2年ぶりとなるファミリースポーツレクリエーション大会が開催され、秋晴れのもと、老若男女が綱引きやむかで競争、ゲームなどを楽しみ、一日よい汗をかき、交流を深めたところでございます。

11月3日、4日は秋の一大文化行事である総合文化展、ふれあいコンサート、町民音楽祭が開催されました。好天に恵まれ、2日間を通じて展示作品や舞台での演奏、演技に魅了されるなど、手づくりの文化展、コンサートを満喫されたことと思います。

11月10日には青少年健全育成推進大会が開催されました。少年の主張では、子供たちの目線で柔軟で創造的な考えを堂々と発表する姿に感銘を受けたところでございます。今後とも児童、生徒の安全安心のための見守り活動と、学校教育における生きる力の育成になお一層努めてまいりたいと思っております。

翌11日には平生町駅伝競走大会が開催されました。小学生、中学生、高校生及び一般、計43チームが好天のもと一本のたすきをつないだところでございます。今年度は児童、生徒の参加は減少したものの、職域や地域で構成するチームの参加が増えたところでございます。これからも地域の参加が増えることで駅伝が盛り上がりたるところでございます。

以上、申しあげました各種行事につきまして、多くの町民の皆さんに支えられての開催となっておりますが、行事によっては参加者の減少、固定化、高齢化あるいは運営にかかわる人員の不足など課題も出てきており、今後運営方法について工夫が必要になってきていると感じております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算から日程第12、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までを一括して議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、これから各議案につきまして順を追ってご説明を申しあげます。

議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は2,241万4,000円を追加いたしまして、予算総額は50億9,289万3,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、本年4月の人事異動や県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、補正をいたすものであり、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明

は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものを、費目順にご説明申し上げます。

歳出につきましては14ページからであります。

一般管理費では、時間外手当につきまして、台風による大雨警報等の発令に伴う出務に要した経費とともに、大島大橋に貨物船が衝突した事故により周防大島町への給水支援として派遣しておりました人件費分を計上いたしております。

15ページの財産管理費では、今後の財政需要に対応するため財政基金への積立金を計上いたしております。

15ページから16ページにかけての地域振興費では、報酬につきましては、地域おこし協力隊員、集落支援員の現況と今後の勤務状況を踏まえ、減額補正いたすものであります。

また、補助金につきまして、コミュニティ助成事業費の確定に伴い減額補正いたすものであります。

16ページの地域交流センター運営費では、嘱託職員、管理人の現況と今後の勤務状況を踏まえ、報酬、賃金を減額補正いたすものであります。

18ページの海区漁業調整委員補欠選挙費では、精算に伴い減額補正いたすものであります。

20ページの社会福祉総務費では、国の経済対策分として28年度からの繰越事業として取り組んでまいりました臨時福祉給付金事業費の精算に伴い、国へ交付金の返還が生じておりますので、償還金、利子及び割引料へ所要額を計上いたすものであります。

また、繰出金につきましては、主に保険基盤安定事業費等の確定により国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

21ページの老人福祉総務費では、介護保険事業勘定特別会計への繰出金につきまして、補正いたすものであります。

障害者福祉費では、障害者自立支援給付等の制度改正に伴い、システムを改修する所要の経費を委託料に計上いたしております。

22ページの保育所運営費では、平成29年度地域子ども・子育て支援交付金事業費の精算により、国及び県に返還金が生じておりますので、償還金、利子及び割引料に所要の額を計上いたしております。

24ページの清掃費の負担金では、熊南総合事務組合におきまして、家族葬の増加により施設の使用料が減額見込みであること、さらに小型家電リサイクル法の規定による小型家電処理業者の変更に伴う事業費等の増加分を、組合を構成する田布施町と両町で増額補正いたすものであります。

26ページから27ページにかけての漁港建設事業費では、水産物供給基盤機能保全事業につきましては、補助事業費の確定により委託料と工事請負費を減額又は増額補正いたすものであり

ます。

漁港海岸保全事業につきましては、補助事業費の確定により工事請負費を減額補正いたすものであります。

また、繰出金につきましては、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴い減額補正いたすものであります。

28ページの道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、工事請負費を減額補正いたすものであります。

29ページの河川維持改良費では、価格の高騰やポンプの稼働状況により、排水機場の燃料費が年度末には不足することが予測されることから増額補正いたすものであります。

住宅管理費では、退去された空き室におきまして修繕の必要が生じておりますので、早急に入居者募集につなげるための補修を行うにあたり、所要額を計上いたすものであります。

30ページの下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い減額補正いたすものであります。

非常備消防費では、コミュニティ助成事業費の確定に伴い減額補正をいたすものであります。

30ページから31ページにかけての事務局費では、学校生活におきまして支援を要する生徒に対応するため、学校支援員を配置する所要額を賃金に計上いたすものであります。

31ページの小学校費学校管理費では、学校施設の維持補修に要する経費を計上いたしております。

32ページの中学校費学校管理費では、学校施設内に敷設されています水道管が老朽化しており、新たに水道管を敷設替えするにあたり、設計業務に要する経費を計上いたしております。防火シャッター改修工事は、事業費確定に伴い減額補正いたすものであります。

33ページの図書館費の備品購入費では特定寄附金の活用により図書を購入いたすものであります。

図書館費、歴史民俗資料館費、阿多田交流館運営費の賃金では、最低賃金単価が改定されたことに伴い、事務補助員の賃金を補正いたすものであります。

34ページの保健体育施設費では、最低賃金単価が改定されたことに伴い、施設管理人の賃金を補正いたすものであります。

34ページから35ページにかけての災害復旧費では、農業用施設、土木施設ともに補助要件として補助災害に認定された事業費を単独事業費から補助事業費へ計上替えいたすものであります。

続きまして、歳入について、ご説明申しあげます。

前に戻りまして、9ページからでございます。

個人町民税につきましては、当初予算見込額より給与所得等が増加しており、現年課税分を増

額補正いたすものであります。法人町民税では、主に法人税割が増加したことにより、現年課税分を増額補正いたすものであります。

固定資産税では、主に償却資産の新規設備などにより、現年課税分を増額補正いたすものであります。

9ページから11ページにかけての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出でご説明しました各事業の特定財源であります。確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

12ページの雑入につきましては、法人保育園運営費の精算に伴い、国及び県から追加交付が生じておりますので所要の額を計上いたしております。また、周防大島町の給水支援における支援金額を計上いたしております。

12ページから13ページにかけての町債では、水産業債、道路橋梁債、中学校債、災害復旧債におきまして、対象事業費の増額又は減額により起債発行額をそれぞれ増額又は減額補正いたすものであります。

なお、36ページから41ページに給与費明細書を、42ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上いたしております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。続きまして、議案第42号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、ご説明申しあげます。

今回の補正額は、1,786万6,000円を追加いたしまして、予算総額は18億5,995万7,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページからでございます。

総務管理費の一般管理費では、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、人件費を増額補正いたすものであります。

7ページから8ページにかけての保険給付費の退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費は、実績見込みにより増額いたすものであります。退職被保険者等高額療養費におきましても実績見込みにより増額補正いたすものであります。

前に戻りまして、6ページからの歳入でございますが、保険給付費の増額に伴う特定財源を増額いたすものであります。

一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金は県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより増額補正いたすものであり、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金は県補助金などの確定により増額いたすものであります。

続きまして、議案第43号平生町下水道事業特別会計補正予算について、ご説明申しあげます。

今回の補正額は2,847万6,000円を減額いたしまして、予算総額は、6億4,817万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからであります。

下水道管理費では、主に公共ます設置に要する修繕料及び公課費として消費税納付金をそれぞれ増額補正いたすものであります。

下水道整備費では、人事異動に伴う人件費の減額と国庫補助金の確定に伴い、工事請負費を減額補正いたすものであります。

負担金では、田布施川浄化センターの施設長寿命化事業に入札減が生じ、平成31年度補助事業費の一部を前倒して事業を進めるにあたり、所要額を計上いたすものであります。

前に戻りまして、7ページからの歳入でございますが、主に補助対象事業費の確定に伴い、国庫補助金と町債を減額補正いたすものであります。

続きまして、議案第44号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正額は16万5,000円を減額いたしまして、予算総額は1億769万3,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、主に人件費について補正いたすものであり、一般会計からの繰入金により対応いたすものであります。

続きまして、議案第45号熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は12万3,000円を減額いたしまして、予算総額2,563万1,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動や県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより補正いたすものであり、介護保険事業特別会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第46号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は48万7,000円を増額いたしまして、予算総額14億8,849万3,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、主に県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより増額補正するものであり、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第47号平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は3万7,000円を増額いたしまして、予算総額2億4,589万3,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより増額補正いたすものであり、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

ご説明申しあげます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正いたすものでございます。

改正の内容といたしましては、月例給の水準を平均して0.23%引き上げるものに加えまして、勤勉手当については、年間の支給月数を現行の1.7月分から0.1月分加算し、1.8月分へと引き上げをいたすものであります。

平成30年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるように4月から増額とし、1月にその差額を支給する予定であります。

施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は平成30年4月1日からといたします。

以上をもちまして、本日ご提案申しあげます予算7件、条例1件につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第13. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第13、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、私の質問に入ります前に、浅本町長に一言お祝いの言葉を申しあげます。このたびは、町長にご就任おめでとうございます。

町民は、新しい町長への期待でいっぱいです。その期待に応えるべく平生町政のかじ取りをよろしく願いいたします。

さて、先ほどの所信表明において、町長の政治姿勢を述べられたところですが、私のほうから少し具体的に質問いたします。

まず、前山田町政をどのように評価されているかです。

前町長は、参加と協働のまちづくりを政策の中心に財政の健全化対策などいろいろな課題に取り組まれていました。浅本町長は、町長選への出馬を決められた際に、山田町政の20年については、調査研究されたことと思います。山田町政の評価をまず質問いたします。

次に、その評価を土台に新しい平生の将来像を描かれたことと思いますので、これからの方針についてお尋ねいたします。

皆さんもご存じのように、人口や財政の縮小が進む厳しい現状の中、第五次平生町総合計画策定の準備期間に入ります。第四次では、「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」を目標にしてきました。その総括をして次の計画に移るわけですが、その中から幾つかの政策について質問いたします。

計画の基本目標2で「快適で住みよいまちづくりを掲げてその実現を目指し、安全な生活を守るまちづくりを進めます」とあります。その中心を担っているのが庁舎であり行政職員です。

このとりである庁舎は、老朽化が目立ち、その対策は長年の課題でした。このたびやっと新庁舎を建てる運びとなり、ほっとしています。この30年度中に用地の買収、測量、地質調査の予定となっています。それらの進捗状況をお尋ねいたします。

次に、災害対策についてご質問をいたします。

平成は、日本列島が地震や台風、豪雨に見舞われた自然災害の多い時代でした。災害が少ないといわれている平生でも、今年7月の豪雨による土砂災害がございました。防災については、町長は高い見識をお持ちと聞いています。住民生活を守るためのこれからの危機管理体制をどのように進められる予定か、お伺いいたします。

3番目は、基本目標5の一人ひとりが主役のまちづくりを達成するため、協働のまちづくりが進められているところです。この核となるのが、6地区の交流センターにあるコミュニティ協議会だと思います。住民が安心して暮らしていけるよう助け合いのかなめとなる組織です。

地域の自立に向けて、財源と権限を移譲していく予定となっていますが、今回の補正を見てもちょっと心配なところがございます。これについて町長さんのお考えをお聞かせください。

以上、前町長の町政の評価——前山田町政の評価と、新庁舎の進捗状況、そして、これからの危機管理体制及び協働のまちづくりについての考察を含めて、新町長としてのこれからの方針をお示しください。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 細田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、前山田町政の評価をということでございます。

前山田町長におかれましては、第三次、第四次の総合計画に携わってこられました。第三次の総合計画では、本格的な地方分権の大きな流れの中で、地域間競争が激化するなど、私たちは今歴史的な転換期に立っていますと作成に当たってのご挨拶をされております。

中央集権から地域主権の時代が到来し、さまざまな権限が地方に移譲される中、地方分権改革にも積極的に取り組まれたと評価しているところでございます。

第四次総合計画では、後期計画の期間中ではありますが、さまざまな地域課題に対応するための参加と協働のまちづくりを進め、住民の皆さんと行政がパートナーとしてともに考え、ともに行動し、一人ひとりが生き生きと活躍できるまちづくりを目指すとされ、平成28年5月公民館

やコミュニティセンターを単位として、町内全域の6地区でコミュニティ協議会を設立、そして、平成29年4月からは、公民館等を地域交流センターへ移行し、名実ともに地域活動の拠点として地域の特色を生かしたまちづくりが展開されているところでございます。

また、安全・安心のまちづくりとして、学校施設の耐震化率100%の達成や、防災行政無線デジタル化、自主防災組織の設置など、高齢や障害などにより自動車を運転することができない人の通院、買い物のための移動手段の確保にも努められました。

さらに、平均寿命とともに、健康寿命が県内で男性2位、女性が1位となっております。これは、医療、保健、福祉、介護予防など、一般的な施策の推進と相まって長年にわたる食生活改善や健康づくりの活動などの取り組みの成果であると思います。

また、広域合併問題、三位一体改革の影響による集中改革プランの実施、人口減少、地方創生、庁舎やインフラ資産の老朽化問題など、多くの試練や困難を抱えながらも、5期20年間平生町のかじ取り役として重責を担っていただきました。これまでの取り組みに改めて感謝と敬意を表したいと思います。

私は、町政への挑戦を決意した後、コミュニティ協議会等の主催する地域交流センターで開催される祭りや盆踊りなど、子供から高齢者まで世代を超えて住民同士が触れ合うことのできるように参加いたしました。自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、住民一人ひとりが主役となって取り組んでいる活動のすばらしさを実感いたしました。

この地域づくりの盛り上がりは、これまで前山田町長が推進してこられた協働のまちづくりの成果であり、前山田町長と活動の実践者であるコミュニティ協議会の皆様に深甚なる敬意を表し、これまで築き上げられた協働のまちづくりの成果をしっかりと引き継ぎ、今後さらに発展させていく所存でございます。

次に、新町長としてのこれからの方針等について申し上げます。

第五次総合計画での展開でございますが、平成27年10月に策定いたしました平生町未来戦略人口ビジョンにおいても若者の流出と少子高齢化がさらに進行する予測としており、これによって住みなれた地域の生活に支障が生じたり、地方財政にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

また、老朽化した空き家やインフラ資産、耕作放棄地等の増加、有害獣による被害の拡大など、さまざまな地域課題も発生しております。

このような状況を背景に、次期総合計画においても、全ての世代が安全・安心に暮らすことができる町を目指すとともに、町を活性化させるため、地域防災力の強化、財政の健全化、人口の減少に歯どめをかけて、特に若者子育て世代の定住策と地方創生や協働のまちづくりを推進し、実効ある政策展開が不可欠であると考えております。

平生町では、協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの充実を重点としておりま

す。コミュニティ協議会は、自治会よりも大きな枠の公民館単位で、自治体、団体、行政が連携し、地域の課題や将来像を話し合い、知恵を出し合いながら協議し、自助、共助、公助の視点で役割を担う住民自治組織でございます。

現在の多様化、複雑化した地域課題は、保健福祉、環境美化、防災防犯等分野が多岐にわたり、その対象も子供から高齢者まで広範囲となります。

このような地域課題解決のためには、単独の組織による枠組みだけでは限界があり、多様な主体がともに考え、話し合い、行動することが重要であり、コミュニティ協議会を核として、地域住民や各種団体がパートナーとなり取り組みを進める必要があります。

地域の課題を解決するためには、自治会や団体が個別に活動してだけでなく、地域全体で意見を話し合い、連携、協力して活動していくほうがより効果的で、より住民の要望に的確に応えることができると考えております。

このような課題解決を行うための組織が地域自治組織であるコミュニティ協議会の役割であり、町としても地域とともに知恵を絞り、力を出し合っていくという原点に立ち返り、持続可能なまちづくりを進めるためにも引き続きコミュニティ協議会と協働のまちづくりを実現、実践し、推進してまいりたいと考えております。

それから、新庁舎でございますが、近年、大地震や津波、豪雨等による大規模な災害が全国各地で発生し、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が非常に高いことが予想され、本町においてもいつこうした大規模災害に見舞われてもおかしくない状況にあるといえます。

こうした中、町民の安全と生活を守るため、行政機能や被災者支援を執行していくには、その拠点が必要であり、役場庁舎は、その業務を遂行するためにも、災害に対しても強い体制をつないでいなければいけません。

しかしながら、本庁舎は老朽化も進み、耐震性能も不足していることから、現在の庁舎から新庁舎への転換は喫緊の課題と考えております。

本町では、こうした状況を踏まえ、これまでも新庁舎整備に向けて検討を進めてきたところでございますが、基本的な方向性は計画を継承し、これからの取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

進捗状況といたしましては、新庁舎整備に対して、まだ、議会のご了解をいただいておりますことから、用地取得や地質調査等の実務的な業務は取りかかっておりません。しかしながら、計画期間も短いことから、内部で取り組めることは前へ進めていく必要があります。

現状といたしましては、必要となる供用スペースや機能、備品配置のあり方等について、視察も踏まえながら調査研究し、協議を進めているところであります。

今後、町民の要望や将来的な展望、財政状況等を総合的に判断し、議会の皆様にもお諮りしながら、早急に次のステップに取りかかれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

住民の安全・安心を守る政策でございますが、我が国は、災害列島と呼ばれ、毎年のようにどこかで大災害が発生している状況であります。

幸いにも、平生町では近年大きな災害が発生していない状況ではありますが、いつどこでどのような災害が発生するか予測が難しく、日ごろから災害に備えた安全対策が必要であると思えます。

町民の皆様の安心で安全な生活を守るために、災害に強い地域防災力の強化を図っていきたくと考えております。

これまで協働のまちづくりとして、地域コミュニティ協議会を中心とした地域活動の展開を進めてこられたところでございますが、今後も地域における防災力の向上に努めながら、防災・減災の対策、いま一度見直しながら、町民の皆様の生命、身体、財産が守れる町をつくれるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、協働のまちづくりで各種の団体やコミュニティ協議会なんかとしっかり連携してやりたいというお話がございました。以前の町長もその地域の自立に向けて、そして、平生町の自立に向けて取り組まれてきた流れでございます。

その流れをきっちりとしていくために、私のほうから町長にお願いがございます。

町長もいろんなところへ顔を出していらっしゃるの、私も見ていたんですけど、いろんな住民の方に直接意見を聞いていただきたいと思えます。そういった町長室の窓もそうだったんですけど、いろんな団体と交流するようなシステムをつくらせていただきたい。町長室に皆さんをお呼びしてもいいですし、町長が出かけられてもいい。今の平生町の現状を知るためには、それが一番早いと思えます。そういったお考えはないか。そして、職員のいろんな意見も課長クラスだけではなく皆さんの意見も聞いていただきたい。そういったミーティングの時間もつくらせていただきたいと思えます。

町長さんは、まだこちらへ帰られてあんまり経っていないので、そういった方の協力がかなり必要でございますので、そういった皆さんとじかに触れ合うシステム、そういったものをつくらせていただきたいのと、そういった場所の設定をお願いしたいのと、それから、災害時のお話もございました。

南海トラフ地震が30年以内に7、80%の確率で起こるといわれております。そうした中に、実際に避難が必要な地域や住民を決めるのは市町村ですので、中央防災会議も先日、西日本豪雨での反省から警戒レベルを5段階に区分するという報告書を求めています。

さらなる広報活動が必要ではないかと思うんですよ。ハードの部分は予算組みがありますので、なかなか大変ですけど、ソフトの部分の強化が必要ではないでしょうか。

新庁舎の進捗状況なんですけれど、ご説明ありがとうございました。職員の命と業務の継続性

を守ることで住民の有事の際にしっかり対応できるよう、簡素で効率的な庁舎をつくっていただきたいと私は思っております。

国の予算措置があるうちだったら、もう猶予がないので、なるべく急いでどういった方向に行くかというのを決めていただけたらと思います。

以上が再質問です。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほどいろんなところに行って、いろんな話を聞くということでございますが、私もそうしたいと思っています。いろんなところに顔を出したいと思っています。また、住民の皆様の声を直接私も聞きたいと思っております。したがって、いろんな会合やいろんな会議、いろんなところに顔を出させていただいて、皆さんから直接声を聞いて、それを反映できるものであれば反映し、また、いろんなヒントをいただければ、それをもとに私ども行政も政策を考えていくと。やはり町民が主役でございますので、町民が言われることを素直に受けて、できるものはやるということで頑張っていこうというふうに思っていますし、また、職員のほうからも若い職員なんかもいろんな意見やいろんな政策を考えている方もいらっしゃると思うので、その辺も聞きながら実行させていただこうかなと思っております。

高齢者につきましても、障害があったりされる方の防災というか、災害が起きたとき、やはりちゃんとした施設といいますか、設備が整ったところにお運びできて、ケアができるような体制をつくっていかないといけないというふうに私も思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） ぜひ住民としっかり話し合う場の設定をお願いしたいと思えます。

先日、食生活改善推進協議会さんと、お昼ご飯を一緒に食べられたと思います。その際に、突然お招きしたのに、すごく気軽に来ていただいた。それを皆さんとても喜んでいらっしゃいました。なかなか団体からお誘いをかけるというのも難しいところもありますので、ぜひ町長さんのほうからいろんな団体に順番にでもいいですから、そういった懇談の場を設けていただきたいと思えます。

第五次の総合計画は、町の未来に向けての羅針盤です。

これまでの山田町政をしっかり検証の上、引き継ぐもの、新しく加えるもの、そして、方向転換をしていくものが出てくると思います。町長のこれまでの経験と知見を生かし、平生町の将来を明るく照らしてほしいものです。

町長さんの国、県とのパイプといいますか、つながりを皆さんすごく期待しておりますので、

ぜひそのあたりのところも町民の負託に応じて新しい風を起こされることを願って、私の一つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に移っていいですか。（発言する者あり）このものはいいです、要望で。

じゃ2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、町内各種行事の今後の取り組み方針について質問いたします。

町長さんも先ほどおっしゃったように、行事でたびたび姿をお見かけしましたので、たくさんの行事のあることはご存じだと思います。先ほどの行政報告にもありましたけれど、10月には音楽鑑賞会と大星山サイクルフェスタ、そして、ファミリースポーツレクリエーションがありました。11月には、総合文化展と町民音楽祭、青少年健全育成推進大会、駅伝競走、そして、産業まつりがございました。

また、その合間を縫って、曾根、堅ヶ浜、宇佐木、大野地区の各コミュニティまつりもございました。私もなるべく参加したりお手伝いをしていますので、各行事の中心組織やボランティアの固定化、高齢化に対して心配しております。

先ほど、新田教育長のお話の中にもございましたけれど、本当に人口が減少していく中、こういった行事のあり方を考える時期に来ているのではないかと思います。今後、行事の目的や種類など考慮して、統廃合など見直しの予定はないか、お尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

各種行事について統廃合の考えはないかというご質問だとお受けしました。

確かにおっしゃるとおり、毎週のように行事があるなという感覚は持っております。ただ、おっしゃるとおり、行事が多いと、皆さん、出かけたりするのも大変でしょうし、そういう同じような行事とかあれば、統一できるものは統一していきたいですが、ただ、かといって、じゃどうすればいいかと、そういうようなものもありますので、その辺はよく考えて、調整してやっていくしか方法はないかなというふうに思っております。

絶対にしちやならないなというふうなイベントも、十七夜まつりとか、産業まつりなんか、こういうのは私は絶対残しておきたいなというふうな気持ちがございますし、各地区でもいろんな行事をやっていてそれが楽しみだというのもたくさんあると思います。

だから、その辺も踏まえて、皆さんが本当に要らないというふうであれば、統廃合すればいいと思いますが、今のところそういう声も聞いていませんし、一応、私どももそういう方向で考えてみます。

ただ、絶対できるかどうかはわかりませんが、そういう意識を持って当たらせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 私のほうから社会教育関連の行事のあり方についてのお尋ねにお答えいたします。

私のきょうの行政報告にもありましたけれども、秋は大変行事が多いというのが社会教育関連の行事でございます。ただ、教育委員会が所管しております社会教育関連の行事につきましては、それぞれの自主的な団体が行事を主催していくという形をとっております、それに対して行政が事務局として支援をしていくという形をとっております。どの行事もそれぞれの団体の思いを大事にするというのが基本でございます。

具体的に申しあげますと、平生町音楽協会という団体がありますが、それが主催する音楽鑑賞会、それから、小中高校生がやるふれあいコンサート、それから、町民音楽祭がございます。それから、平生町の文化協会が主催するものが平生町総合文化展というものがございます。

また、体育協会が主催するのが、駅伝競走大会、体育協会主体で実行委員会組織でやるのが、ファミリーレクリエーション大会、それから、先ほどもありました平生町青少年育成町民会議が主催するのが健全育成大会等々ございます。それぞれ団体が主体になってやっているものでございます。

それぞれの行事について、その団体が企画、運営をされて、それに教育委員会が事務局として連携をとりながら進めていくという形をとります。それぞれの行事が大変長い歴史を有しております。多くの町民の皆さんに支えられて、町を代表する行事になっているというのは本当に強く思っているところでございます。

しかしながら、それぞれ団体の会員の減少であるとか、高齢化、また、会員の固定化というようなこともあって、それぞれの運営が厳しくなっているという実態がございます。それぞれの運営者の負担軽減等をこれから考えていかなきゃいけないというのが現状でございます。

ただ、その主催団体は長い歴史にかかわっている熱い思いもございますので、その思いも大事にしながらか、これからどうあっていくべきかというのを真剣に考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

特に、これまでやられてきた実績をこちらが受けとめながら、また、議員が申されるように、少し厳しくなっているものは少しまとめていけるようなものがあるかと、これまでも少しずつ改革はしてきておりますが、そのあたりを見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 確かに50回だの70回だの、いろんな歴史を重ねているいろんな行事もございます。それはそれとして大切にしていきたいところなんですけれど、先ほど言いましたように、同じような人が同じようなところで担っているのが現状です。参加される方も

だんだん減少しているのも現状です。

年金の支給も遅れてくることから、今からは60代もみんな働かないとやっていけない社会構造になっていきつつありますし、若い方たちはネットでつながるなど、地縁、血縁をどこまで大事にされるのかなという本当に寂しい思いもございます。新しい知恵を入れながら、いろんな事業を活発にしていこうという方向でいけたらと私も願っているんです。

今回たまたま新庁舎ができるとしたら、このあたりが広場になるという予定もございます。その中に新しいいろんな公共的な行事ができたというのも計画の中にございました。そういったふうに新しいことを考えながら、古いものをどう生かしていくかというあたりをしっかりと考えながら、せっかく町長さんも新しくなられたので、そういった新しい感覚で事業をもう一度見直していただけたらと希望して、私の2つの質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（福田 洋明君） それでは、次に、渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、学童保育について。これは小学生が放課後を過ごす学童保育、放課後児童クラブについて。

今、厚生労働省は、職員の配置や資格の基準を緩める検討に入っております。学童保育といえ、児童の生活の場であり、また、おやつや休養をとる、また、衛生を保つ、友達とかかわるなど、子供たち自身がゆったり過ごす場であると思います。

現時点では、厚生労働省の政令基準では40人で1単位とし、2人の指導員を配置することが基準として定められております。

また、そのうち1人は、保育士や社会福祉士など、資格を持つとともに、都道府県知事の研修を修了するという従うべき基準を設けるよう各市町村に義務づけているところでございます。しかし今、厚労省は、これを廃止をするか、また、参考にする基準に引き下げようとするものが進められようとしております。

今回の方針が通ってしまうと、自治体の判断次第で資格のない大人がたった一人で子供たちの保育に当たることも起こり得る。このようなことも指摘をされております。

これは、学童保育の質の確保、つまり専門的な知識と技能を身につけた専任の指導員が常時複数で配置されることは、子供の命を守ることにともなうことだと私は思っております。

学童保育の質そのものを軽視しては、子供たちの安心・安全は守れないと思います。働く親に代わって放課後の小学生を守る学童保育は、子供たちにとって安全・安心な場所を保障するためには、一人ひとりの子供を理解し、専門性を持った指導員の複数配置が必要と思いますが、当町の考え方はどのようになっているかをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 渚上議員にお答えいたします。

学童保育、放課後児童クラブにつきましては、共働き家庭の増加や年齢の拡充などでますます需要が高まっております。申し込みをしても入所できない待機児童数は、増加の一途をたどり、受け皿の確保が急務となっております。

受け皿の確保に向けて市町村も指定管理者制度、また、民間への委託などを導入し、運営主体は公立だけでなく、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業等多岐にわたっております。児童クラブの数は年々増加しておりますが、需要に追いついていかない状況でございます。

その中で全国的に一番の課題となっているのが、指導員の人材不足、人材の確保でございます。正規職員は少なく、不安定な雇用で低賃金であることなど、安心して働き続けられる条件が整っていないことが最大の理由と考えられ、勤続1年から3年の指導員が半数を占めております。

2014年4月の公布の厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、保育士などの資格を持ち、認定研修を受けた放課後児童支援員という資格を持った指導者を原則1カ所、おおむね40人以下でございますが、1カ所に2人以上配置することを従うべき基準として定めております。

保育の受け皿をふやし、待機児童を解消するために、指導員は有資格者に限らない等、人手不足の解消策をこの省令基準の緩和に求める動きについては、昨今、マスコミ等で報道されているとおりでございます。

本町においても、この省令基準を最低基準として条例を定めており、国が2015年3月に策定した放課後児童クラブ運営指針に基づき運営をしているところでございます。

現在、平生児童クラブは、定員110名に対し、保育士等の資格を持ち、認定研修を受けた放課後児童支援員が5名、また、保育士等の有資格者が2名、それに補助支援員として、有資格者1名、無資格者3名の計11名の支援員で保育に当たっております。

また、佐賀児童クラブは、定員20名に対して放課後児童支援員1名、保育士等の有資格者が1名の計2名の支援員がおり、どちらの児童クラブも省令基準を満たし運営指針に基づいた運営ができていると考えております。

今年度本町でも支援員の大きな交代があり、なかなか後任が見つからず、専門性を持った支援員の確保がいかに難しいか痛感したところではございます。

子供たちの安心・安全を保障し、責任を持ってかかわるには、専門的な知識も備えた支援員が継続的、安定的に子供にかかわることが不可欠であると考えていますので、この従うべき基準について検討し、保育の質の向上に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時50分からといたします。

午前10時36分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

私は、当町は災害の少ない町だと現時点では認識をしております。この最近で大きな災害といえば、1991年に当町を襲った台風19号ではないかと思います。柳井市では死亡者も出たと記憶をしております。それ以降は、命にかかわる災害は起こっていないと思います。

先ほど細田議員の質問にもありましたが、南海トラフ地震についていえば、今後30年以内に70～80%の確率で発生し、最大で32万人の死者が予想されています。

また、日本列島をみますと毎年のように、地震や集中豪雨で大きな災害が起こっています。

夏の西日本豪雨では、避難の際に支援が必要な多くの方が亡くなっております。当町におきましても、西日本豪雨では人的災害はないものの、崖崩れなど八十数カ所で発生をしております。その中、災害を考えると不安になる高齢者や障害者は多いと言われております。

そこで質問ですが、お年寄りや障害者など、災害時に配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所についてお伺いをいたします。

福祉避難所については、高齢者や障害者、また、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など、特別な配慮が必要な要配慮者向けの避難所ですが、これは、阪神大震災後の1997年、体調の悪化や関連死を防ぐ目的で災害救助法に基づく指針に盛り込まれております。

地方自治体において、高齢者や障害者など、避難生活にケアが必要な人を受け入れる福祉避難所の指定を進めるように今求められております。これには、高齢者施設や宿泊施設などから指定し運営することになっております。当町においては、現時点ではどのようになっているかをお伺いをいたします。

また、内閣府は、要配慮者10人に対して支援員を1人配置するように求めています。この点についてもお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

一般的に福祉避難所とは、災害時要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど安心して生活ができる体制を整備した避難所、具体的には、施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員の確保が比較的容易である老人センター、防火拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等が想定されているところがございます。

要配慮者については、現在、単身の高齢者世帯、高齢者のみで構成される世帯を毎年調査しており、災害発生時における避難支援者、連絡先等の把握をしております。

加えて高齢者のみならず、災害発生時に配慮が必要な人を対象に要配慮者支援台帳を作成し、登録をしてもらっているところでございます。

当町では、災害発生時に町が設置する指定避難所は24カ所でございますが、指定避難所での生活に配慮が必要な高齢者や障害者等、要配慮者への対応については、指定避難所に福祉避難スペースを設けて対応することを考えております。

福祉避難スペースの設置・運営は町の職員が行うが、要配慮者の日常生活上の支援等で町職員での対応が難しい場合に、町内の介護保険サービス事業者と連携して対処できるよう協定締結に向けた協議を今進めているところでございます。

具体的には、指定避難所において、要配慮者への生活支援などの必要が生じ、町職員では対応が困難な場合に、介護保険事務所からヘルパーなどの介護人材の派遣を受けて対応することを考えております。

また、指定避難所に設置する福祉避難スペースでの対応が困難な要配慮者を特別養護老人ホームなどの介護保険施設や通所介護事業所などで緊急一時的に受け入れてもらえるよう協議を進めているところでございます。

町内全ての事業所に参加していただけるよう協定書案に対する各事業所からの意見募集を11月末まで行ったところでございます。現在、協定書の作成を進めており、今年度内の締結を目指しているところでございます。

また、内閣府の福祉避難所の確保運営ガイドラインによると、災害救助法が適用された場合において、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置することとなっております。

現実的に、目の前の被災者をその状況に応じ災害発生後の限られた移送手段や限定的な福祉避難所を確保する中で適切な避難所へ誘導し運営していくためには、専門的な知識を有する人的資源を得ることは難しい場合があると考えられますので、介護保険施設や通所介護事業所などの協力を得つつ、避難所の要配慮者に従事する方の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 今、答弁いただきましたが、早急に協議は進めていただきたいと思えます。

また、今、質問いたしました福祉避難所が災害時にうまく機能するかどうか。これが問題になってくると思えます。高齢者や障害者などの避難の際に、支援が必要な人の名簿づくりを災害対策基本法で市町村に義務づけております。

また、この指針で要支援者一人ひとりの避難方法を定めた個別計画づくりも求めています。当町は、この辺についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） やはり必要なものは、行ってきたいとは思っておりますが、今ちよっ

と私も今聞かれたので、町の全てを知っているわけじゃないんですが、多分、行って、必要なものは当然つくっていききたいというふうには考えております。ご指摘いただいたところにつきましては、ちょっと私もよく調べて対応させていただこうかなというふうに思っております。宿題を頂戴いたしました。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） 現在、要配慮者支援台帳に約三百五、六十名が登録しております。その方一人ひとりに障害の方もいらっしゃる。高齢者でも下肢不自由とか、歩行が非常に困難とか、認知症があったりとか、いろいろ配慮すべき内容が違ってきますので、現在まだ個別支援計画は作成中ですが、今後一人ひとりに合った支援につきましては作成をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 先ほども申しあげましたが、もうこの災害については待ったなしだと思うんですよ。早急に計画を持って進めていっていただきたい。このことをお願いして質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

○議員（8番 渕上 正博君） いいですよ。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い質問させていただきます。

現在、県内でも最も厳しい財政難の状況にある平生町のかじ取り役として就任していただき、誠にありがたく感謝しております。

先ほどの所信表明等で平生に元気と夢を、そのためには町民の協力をいただきながら皆様とともに県、国ともみずからが率先して対話し、検討、実現に取り組み、夢のある元気な平生を着実に進めていく、進めたい、強い覚悟を感じました。浅本町長、ありがとうございます。私も議員として、町民の役に立ちたい思いを改めてしております。

私は、1期4年間、町民の生の声をあらゆる課題で質問させていただきました。残念なことに、検討、検証してみるとの答弁で、改善、改革までには到達できず、中途半端な状況で終り、町民に不愉快な思いをさせていることを深く反省しております。

そこで、現在、財政難で厳しい状況にある我が町を将来に夢を持ち、元気になれるよう、どのように歩むのか、町長の方針を2点問うものです。

1点目は、就任して1週間ですが、住みよい町にするため、何が必要かとお考えですか。2点目、住民が協力できることは何とされますか。お尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中本議員にお答えいたします。

まず初めに、何が必要かと、平生町のかじ取り役としての思いでございますが、所信にも申しあげましたとおり、もう新しい時代が来ます。新しい時代の幕あけのときに、町民全てが10年、20年後、先々の幸せを実感し、元気であることが求められております。そのために、私みずから率先して町民の国と県と対話、連携して、検討、実現に取り組んでまいろうと思っております。

やはり先ほどもお話がありましたとおり、町民の声を聞くというのが私一番手っ取り早い——手っ取り早いという言い方も変ですけど、町民の生の声を聞くのが一番大切だと思っております。

今でも例えば、行政協力員会議、これは例年4月に町内5地区で開催されておるものでございますが、それと行政協力員アンケート、これもやっていますし、コミュニティ協議会連絡会議、これも年3回程度開催しております。

また、コミュニティ協議会各部会の会議、これは、私ども職員も任意で参加しておるんですが、また、まちづくりアンケート、これは、総合計画作成の際に実施しようと思っております。住民懇談会、自治会の担当窓口、これらにつきまして、いろんな意見を頂戴して、それを施策に生かしていきたい。実行できるものは、本当に実行していきたい。また、それによって町民の皆様もまたもっとこのように言いたいということが増えてくれば、それによって町も活性化するんじゃないかなというふうに考えております。できる限り町民の皆さんの声を聞きたい。

もちろん議員さんももちろんお聞きするんですけども、町民本当、お一人お一人の力も私は大事だというふうに思っておりますので、ぜひともいろんな会議でご発言いただきながら、町のために何ができるか、町のために何をどのようにしたらよいのかを言っていただきたい。私たち職員もそれを真摯に受けて、実行できるものから実行していきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 2番目の住民に協力できること。

○町長（浅本 邦裕君） 住民に何ができるかというご質問だったと思いますけれども、先ほども申しあげましたとおり、いろんな会議に住民の方々が出ていただいて、ご発言、ご意見、ご要望を言っていただくというのが一番いいことかなと思っております。何も言わないでいけばいいということじゃなくて、いろんな会議がございます。また、いろんな地区で会議があれば、私も参加させていただいて、お話を聞きたいと思っております。ですので、町民の皆様に出席していただいて、今の思いや困っていることなど相談していただければ、私のほうでいろいろと考えて、また、お答えいたしたいというふうに考えておりますので、町民の皆さんの参画をよろしく願います。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 行政に相談すれば、金がない、金がないという言葉がまず答弁で始まり、話が前に進まず、町民は我慢する状況が普通になっています。あきらめムードが実情です。町民が気楽に話せる環境づくりをお願いしたいと思っています。今、重複するかもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申しあげましたとおり、町民が主役というまちづくりを目指して頑張っていこうと思っております。何よりも町民の声を聞くというのが私の政治姿勢でございます。

皆様からいろんなことを、さっきも言われましたとおり、お金がない、お金がないということ、いろいろ言われるということですが、もうお金がないことは皆さんもうおわかりなんですから、もう言わないと。お金よりも知恵を出しましょうということで、いろんな知恵で工夫を凝らしながら実行していけることはやっぴいこうかなというふうに思っております。皆様からお知恵をいただいで今後頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申しあげます。（拍手）

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 所信表明と今のお話を傾聴して、平生町に明るい光が差しかけていると思ひ、一気には無理でも町民、行政、議員がともに手を取り合いながら住みよいまちづくりに頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2問目をお尋ねいたします。災害に強いまちづくりについて2点伺ひます。

1点目は、安心できる災害対策について、平生町の現状はどうでしょうか。

2点目、高齢者に対するマニュアルづくりを進めていて、完成予定は今年10月ぐらいと私が議会定例会で質問したところのように伺ひましたが、今現在どのように進行していますか。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、災害に強いまちづくりといひますか、現状ですが、ハザードマップをいろんなところで皆さんのほうにもお配りして周知をさせてもらっているところとは存じます。ただ、やはり災害といひるのは、先ほども申しあげましたとおり、いつどこで何が起こるかわからない。大島のあの船の衝突だつて、あんなこと想定しておらないと思ひます、周防大島町もですな。

でも、災害はいつ起こるかわかりません。やっぴりそれに備えた対策をつくっておかないと、想定外といひわけにはいかない。想定外もあるといひことも踏まえて災害に強いまちづくりを進めていかないといけないうふうに思っております。

やはり町民の皆さんの生命、身体、財産を守るといひのが役場としての第一義的な仕事だといひ

うふうに思っております。したがって、防災には、これからすぐにでも取りかかってまいる考えでおりますので、皆様ご協力をお願いいたします。

それから、もう1点、高齢者に対するマニュアルという話がございました。先ほども申しあげましたとおり、大規模な災害が発生した場合、避難所は住まいを失い、地域での生活を失った被害者のよりどころとなります。極限状態の中で長期間、共同生活を営んでいくことが予想されております。そのような場合には、避難所を開設する町と避難住民が協力しながら、避難所での混乱やトラブルをできるだけ予防し、できる限り快適に生活することが重要となっております。

このようなことを踏まえ、本年10月に避難所の運営についてあらかじめ発生することが予想される課題の内容や範囲に対して、いつ誰が何をどのように行うべきなのか等を簡潔に示した高齢者対応も含めての平生町避難所運営マニュアルを作成いたしました。町の職員や施設管理者、避難者等の関係者が共通の認識を深めることで避難所の運営体制を迅速に確立できるものと考えております。

このマニュアルにつきましては、近日中に平生町のホームページに掲載する予定としておりまして、ダウンロードすることもできます。また、各地域交流センターでも閲覧できるようにしていきたいと考えております。

避難所の責任者だけではなく、避難所に避難される地域住民の方も含めて、かかわる全ての人々が避難所運営に対しての理解を深めていただき、有事の際の円滑な運営が行えればと期待しております。

なお、今後、発生する災害の経験や各種計画の変更にあわせて実効性のあるマニュアルとなるように継続して見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 災害に強いまちづくりの件で9月議会で質問した再質問にも兼ねておりますけど、そのときに万全を期していく災害対策と言われました。万全を期していく災害対策の拠点となる庁舎についてです。

約5年5カ月前の平成25年7月1日、平生町新庁舎整備庁内検討委員会がスタートしております。現在、保留になっていますが、住民が安心できる安全な災害対策として、現在の場所に庁舎を建てかえることは、本当に安全な最適な場所と思われませんか。町長の意見を伺います。

2点目、今の高齢者、弱者に対するマニュアルの件ですが、配布はされるのでしょうか。どのように配布されるのでしょうか。どのようにして実践をするのか、地域を巻き込んで手助けする人、例えば、民生委員とかにどのように理解させるのか。どのように取り組まれているか、その2点をお伺いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新庁舎につきましては、先ほども言いましたとおり、議会の皆様にもまだお示ししておりません。ただ、何がいいのかということも含めて、もう一度よく検討したいというふうに思っております。庁舎だけでいいのか。また、皆様が望んでおられるような施設も複合的につくってはどうかということもありますし、これはもう皆様の意見を聞きながら、この場所で本当にいいのかも含めて検討して、皆様にも案をお示ししてやっていくしか今のところ方法ないかなというふうに思っております。

いろんなご意見があると思います。庁舎ですんで、やっぱり豪華なものはつくる必要もないですし、必要なもの以外は必要ないですし、やはり簡素で使いやすい庁舎をつくっていかないといいというふうに私も思っています。本当に何が一番いいのかは、いろんな方とご相談しながら結論を得ていきたいなというふうに思っております。

それから、高齢者のマニュアルですよね。これは広報とか、ホームページとか、また、皆さんが集まるようなところになるべく張るか、もしくは配布するかも含めて皆さんが認識できるようなところに置いていきたいというふうに思っております。

もちろんそういうマニュアルも必要ですが、やっぱり災害というのは、本当いつ来るかわからないということがございますので、防災訓練も含めていろんな場所で常時のときも意識を持っていただかないと、いざ起きたときに、あわててけがをすとか、そういうことのないように日ごろからその防災対策というものがしみつくぐらいに、ぜひやっていただきたいなというふうに思っていますし、私どもも町として皆さんにいろいろお勧めをしたいというふうに思っておりますので、気軽に声をかけていただいて、防災のこういうときはどうするんだとか、もしもお聞きになりたいときは言っていただければ、ご説明に上がらせていただきますので、よろしく願い申しあげたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

先ほどの中の質問については、総務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 避難所の運営マニュアルにつきましては、先ほど町長が申しましたように、ホームページに掲載し、各地域交流センターのほうに配布をするようにいたしております。

また、冊子が数十ページでございますので、ご要望があれば個別には配布はさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、各戸までには配布する予定はございません。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 私が今回災害対策について9月議会定例会で人命第一、安全第一、生活第一の対応を問うたところ、情報分析しながら対策会議、災害対策に万全を期していく

との答弁だったので具体的に再質問したものです。

今、日本全国安全な場所はなく、各地で甚大な災害が発生しています。平生町も例外ではありません。浅本町長が言われる安全・安心なまちづくりは急務と思われるので、再度伺って私の質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほどからずっと同じような答えになっていますけれども、やっぱり地域防災力の強化というのは、これはもう先ほども言いましたとおり、町として一番の課題だというふうに思っております。

今、国の動きも地域防災力の強化ということで、総理が主に国民会議でやっております。昨年は仙台で行われて、その前は東京大学の中でやりました。私も参りました。防災の観点からのいろんなご意見を聞いたり、先生方から防災に対する意識と伺いますか、国民がどのように行動しなきゃいけないかなどもお聞きしました。

やはり国自体が、今防災にも力を入れているということでございますので、やはり町も一生懸命防災に力を入れていきたいなというふうに思っておりますし、やはりこれは私一人、職員たち、町役場だけで行えることではございません。やはり住民の皆さんの参画をいただきながら、きちんと防災についてはやっていきたいなという思いでいっぱいでございます。どうか皆さん、防災訓練があれば、ご出席していただいて、いざというときのために自分の身を守るための行動をぜひとも覚えていただいて、少しでもそういう事故や災害に強い町になるように、一生懸命私も頑張っておりますので、皆さんとともに一生懸命頑張りますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） では、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目に、基本構想の策定について伺います。

平成23年の地方自治法の改正により市町村の基本構想の策定義務ということが撤廃されましたが、我が町の方向性を定めるということは非常に重要であり、何の方針もなく場当たりの行政を進めていくということでは、この厳しい時代に取り残されてしまいます。

現在、当町では平成23年から平成32年に向けての第四次平生町総合計画が進められておりますが、今後、第五次総合計画に入ると思いますが、これについてはどのように進めていかれるのか、伺います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 岩本議員にお答えいたします。

次期総合計画についてでございますが、第四次総合計画の計画期間は32年度までとなっております。次期総合計画につきましては、高齢化の急速な進行による社会保障費の増大や頻発する大規模自然災害、有害鳥獣対策、老朽化した空き家、インフラ資産、若者の流出による人口減少や少子化など本町を取り巻く環境も目まぐるしく変化を続けており、年々厳しさを増してきております。

これらの難局を乗り切っていくためには、町民の皆様、議会の皆様と一緒に、自然、文化、歴史などの地域の資源や協働のまちづくりなどで培った地域活動、地域の人材を最大限に引き出して、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次期総合計画においても、全ての世代が安全・安心に暮らすことができる町を目指すとともに、町を活性化させるため、地域防災力の強化、財政の健全化、人口減少に歯どめをかけ、特に、若者、子育て世代の定住策等、地方創生や協働のまちづくりを推進し、実効性のある政策展開が不可欠であるというふうと考えております。

まず、第五次の総合計画の作成に当たりましては、まずは、まちづくりのビジョンである基本構想は、町民の代表である町議会の議決を得ることで町全体の総意により作成されたものであることを裏づけるためにも、条例で定めておくべきことがあるべき姿ではないかなというふうと考えております。このことは、前山田町長も議会でも同様のご発言をされていると思います。

31年度に総合計画策定条例を制定し、まちづくりの施策を着実に進めてまいりたいというふうと考えております。今後の詳細な策定スケジュールにつきましては、第四次総合計画の検証を行いながら、策定に当たっての基本姿勢、計画の構成、計画期間、策定スケジュールなどを定めた次期総合計画の策定方針を作成し、課長級からなる策定委員会を開催し、民間団体の代表者からなるまちづくり協議会の開催、住民アンケート調査、分析などを得て32年度からは総合計画審議会への諮問、住民懇談会やワークショップで開催することを予定しているところでございます。

私が計画作成に当たり大切にしたいことは、若者や学生、女性の視点、まちづくり団体の皆様など、本町の未来を担う多様な町民のご意見、参画を得ながら、また、議会の皆様へも随時報告する機会を設け、ご意見をお伺いしながら計画作成を進めてまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） では、再質問ですが、第四次総合計画の基本構想が作成されているものの、成果がまだ見い出せずにあります。その原因は、財源不足にあるのではないかと考えられます。

当町では昭和48年に地域の用途区域が指定されましたが、農地だったところは今ではたくさん太陽光が設置されていますし、商業用地では住宅も増えてきており、用途とは違うものとなってきています。

あれから半世紀近くたち、町の様子も変わり、見直しの必要があるように思われますが、現状に沿った第五次総合計画の策定が不可欠と思われます。

これらについてですが、町長はどのように考えられますか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 次期総合計画でございますが、確かに地方自治法からつくらなければならないという条項は消えました。ということは、実質的につくることは可能なわけです。今から町のかじ取りをしていくに当たって、これから10年どんなことをしていくかということは、明確に議会の皆様、また、町民の皆様にお示ししていかないといけないと思っております。また、いろんな想定していないようなことも起こってくるとは思いますが、それは随時その中に取り入れていながら、次期の総合計画については、今考えられる全てを10年後を見据えて検討していくつもりでおります。

今30年度ですので、31、32年度があります。その間にいかなるものが必要であるか、いかなることは必要ないかを本当に検証しながら、この第四次総合計画の中身も見ながら、本当に実行できたもの、実行できなかったもの、これも全て原因を見ながら、できなかったものは何が原因でできなかったんだろうかということも踏まえて次期計画を作成してまいりたいというふうを考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 早急に取り組んでいただきたいと要望し、終わりにさせていただきます。

では、次の質問に入らせていただきます。

公民連携を活用したインフラ保守についてお伺いいたします。

公共施設、インフラの老朽化対策の取り組みについてですが、厳しい財政状況が続く中ではありますが、公共施設、また、インフラの老朽対策は避けては通れない課題となっております。

そこで公民連携をとり、公共施設を民間に貸し受け、事業者が維持管理、運営を行い、賃料を支払ってもらう方法や負担つきの寄附を集めるなどのインフラ保守があるかと思いますが、町長はどのようにお考えられますか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

ご質問の意図にしておられるような民間に貸し付けております施設は2013年度をもって廃

園となりました旧平生保育園施設、この件が該当するのみでございます。この施設の利用に關しましては、議会の皆様にも医療法人への貸し付けについてお諮りをし、児童発達支援事業に供するに当たってのご理解を賜りました経緯もご記憶のことと存じます。

なお、これは無償貸し付けであって、町は賃料を得ておりません。駐車場用地の借用地転貸借料を同法人からは得ておりますが、この施設に係る経常的な維持管理費等は、同法人の負担としており、空き施設のままの状態と比べ、比較すれば町が直接的に手を入れることは必要なくなっているのは確かなこととあります。

このような民間に公共施設を貸し付けて町にとっても有効な事業運営をしてもらう方向性はさきにお示ししております公共施設等総合管理計画におきまして、民間活力の積極的な導入について明記しているところでございます。

しかしながら、これまでの施設の利用を模索してきた経過として、施設を活用して事業を展開しようという民間とのマッチングが進まない状況にあり、その背景には軒並み耐用年数を経過した感のある現存施設の状態が難点の一つとなってきたと考えているところでございます。

また、活用が少なく設備費にも見合わず町財政運営を圧迫する要因となるものは、いずれ廃止や取り壊しも視野に入れ方向づけを示していかなければならないと考えております。

この総合管理計画に明記しております各施設の方向性をもとに更新や保全について示すこととなります個別施設計画につきましても、今年度末の策定を目指しておりましたが、十分な議論が必要となりますことから、2020年度までの国の策定期限を踏まえ、これを1年間延長させていただき、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、負担つきの寄附についても触れたいと思っておりますが、これは地方自治法第96条第1項第9号のとおり議会議決要件となります。行政運営に必要であるとして、これを受けようとする場合には、当然その必要性や負担することになる所要経費などについて丁寧に説明責任を果たしながら進めていくべきであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 老朽化によって災害や事故が発生した際に、大切な施設が使えなくなってしまうということになると、町民の生活に多大な影響が出るといった事態になりかねません。そうならないためにしっかりと検討していただけるよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） まず最初に、浅本町長、就任どうもおめでとうございます。本日初めてお顔も拝見をいたしました。声も初めて聞きました。したがって、町長のいろんな政策

等はマスコミを通じて若干わかったことと、知人からあなたの選挙用につくられたリーフレットをいただいて、それを読んだぐらいです。

それで、4点ほど基本的な見解を、まずはお尋ねするという感じで、1つは、地方自治の本旨についてどのような見解を持っておられるのか。2番目は、平生町の人口減少問題についてどのような見解を持っておられるのか。3点目は、町財政について、どのような見解を持っておられるのか。4点目は、新庁舎の整備についてですが、今まで2人の質問者から関連がございましたから、一つこちらから申しあげて、それに含めて答弁していただきたいんですが、当選後の記者会見でしたかね、図書館等も含めた複合施設の構想を述べられたと新聞に載っておりましたが、このことについては、何かお考えがあつてこうされたのかどうかも含めて4点目はお答えを願いたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、平岡議員にお答えいたします。

まず、一番最後の点から申しあげさせていただきたいと思います。

あれは、単なる例示として図書館を挙げたものでございまして、私は先ほども言いましたとおり、住民の皆さんが欲しがらるもの、欲しいもの、要するに住民の皆さんが使いたいというものがあれば、それを一緒に建てたらどうかという発想でございまして、あくまでも図書館をつくるという趣旨ではございません。例示で挙げただけでございますので、特に図書館のことはどうのこの私は考えているわけではございません。まず1点、そこだけ申しあげます。

それでは、まず、地方自治とはということでございまして、私も自治省から総務省に行きまして、地方自治の本旨とは何なのかということをお尋ねられたこともございまして、強いて挙げて言わせてもらいますと、ご承知のとおり、地方自治体の行う事務は、戸籍事務とか国勢調査だとか、これ機関委任事務と言いまして、それと地方自治事務がございまして、

今言われた地方自治の本旨でございまして、これは国との別個の地方自治体が地方の行政を自主的に処理するという団体事務と、地方自治体の運営は住民の意思と責任に基づいて行うという住民自治を意味するものであると解されているところでございまして、

つまり、それぞれの地域の特性、歴史、伝統、そこに住む人々の思いを取り込んで地域を運営し、また、地域が自主的に課題に取り組み、地域独自の魅力を生み出すことができるようにすることであるというふうにご考えております。

それから、人口減少問題についてでございますが、本町の住民基本台帳における人口等の現状は、平成10年度と平成29年度を比較すると、総人口が1万3,947人から1万2,057人に20年間で1,890人減少しております。社会減少数と自然減少数を合わせたものが年間58人から219人と減少数が拡大しております。

また、この1年間で人口も229人減少しており、11月末の現在人口は、男性5,607人、

女性6,319人、計1万1,926人と人口減少、少子高齢化はますます進展しております。

出生率においても、年間100人前後で推移していましたが、平成21年度から100人未満の出生率に転じ、平成29年度は58人に激減している状況でございます。

人口動態におきましても、20歳から49歳までの人口減少も著しく、平成29年4月1日と平成30年4月1日を比較しますと、男性が46人マイナス、女性68人マイナス、114人マイナスの減少となっております。この要因としては、通勤先である近隣市町への転出が大きなウエートを占めていると考えております。

解決策でございますが、国の動向を申しあげますと、総務省の自治体戦略2040年構想研究会1次・2次報告を公表し、我が国の総人口の長期的推移は10年前の1億2,808万人をピークに減少し始め、人口減少のスピードは加速し、国立社会保障・人口問題研究所の中位死亡推計によれば1億1,092万人となる。そのころには毎年90万人程度減少すると見込まれております。

出生数も年間100万人を下回り、団塊世代260万人、団塊ジュニア世代200万人以上あった出生数が2040年には74万人程度になると見込まれ、厳しい超高齢社会と、経験したことのない早さで人口減少に直面することになり、この人口急減は、社会構造の変化に即した子育ての環境の整備、介護人材の不足、水道料金の上昇、公共交通の経営環境の悪化、集落機能の維持が困難、労働力人口の減少、経済成長の鈍化、地域社会の縮小、社会保障や国、地方の財政の持続性の危機など、未来に大きな影響を及ぼすことが危惧されております。

このことから、当研究会において、住民生活に不可欠な行政サービスについて自治体が必要な税財政基盤を確保しつつ、どのような行政経営改革、圏域マネジメントなどの対応を行う必要があるかを検討されているところであります。

本町の人口減少につきましては、平成27年10月に策定した未来戦略において総合的に対策を推進しているところでございます。特に、起業家を支援するための助成制度、UJIターンの推進を図るための若者定住促進住宅補助事業、安心して出産や子育てができるよう妊産婦が乳幼児の健康維持のため、その経済的負担の軽減や健全な教育のための支援体制の整備などに取り組むほか、共働き家庭への支援としての保育環境の充実を図ることによる支援や社会全体で子育て家庭を支える機運を醸成することによる負担感の軽減などの実現により減少人口を確保するための施策に取り組んでいるところでございます。

また、若年層を対象として進学、就労しても、平生町から通学、通勤できる環境づくり、中高年を対象とした転職や退職により平生町に居住地を戻しやすい環境づくりが重要と考えているところでございます。

また、柳井地域広域行政の取り組み事業として、婚活サポート事業に取り組んでおります。これは結婚を望む方に出会いと交流の場を提供し、柳井地域での定住化を促進し、出生率の改善に

つながることを期待するものであります。

広島広域都市圏事業においても、国が設けた連携都市圏制度を活用して、地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指す200万人広島都市圏構想の実現に取り組んでいるところでございます。

未来戦略に位置づけられました事業等を着実に積み上げることによりまして、人口減少の抑制と定住人口の確保に努めてまいりたいと考えております。

町の財政についてお尋ねがございました。現時点における財政状況につきましては、人口減少や高齢化の進行による社会保障関係経費が引き続いて上昇する傾向にある一方で、それを支える財源である町税につきましても、人口減少に伴い納税義務者の減少や所得の伸び悩みなどによる収入の伸びを見込めないなど厳しい状況にあります。普通交付税につきましては、国の動向に左右される状況であり、不安定な状況でございます。

これらの傾向は、すぐに解決されることは困難であり、短期的な視点による対応と将来の展望を見据えた中長期的な対策が求められていると考えております。多様化する町民のニーズに対応するため、経常経費に要する財源を極限まで削減することは申すまでもありませんが、でき得る限りの儉約、我慢は不可欠であります。しかしながら、長期展望に立った場合においては、成長戦略も必要不可欠となります。未来を担う子供たちが希望を持つことができるまちづくりを実践することも課せられた使命であると十分に認識しております。

このような考えのもと作成いたしておりますのが未来戦略であり、第四次平生町総合計画後期基本計画であります。平成27年度から実施しております未来戦略では、本町が持つ魅力を最大限引き出し、町に住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めており、アクションプランに掲げている政策目標の実現に向けた取り組みを進めております。

これらの施策を統一的、一体的に展開することにより、持続可能なまちづくりの実現を目指して施策推進のための税収の確保や経常経費等のさらなる削減など、聖域なく見直すことによる財源確保を図り、未来への投資に取り組んでいるところでございます。

活力ある平生町を未来へ引き継いでいくためにも、少子化対策は喫緊の大きな課題であり、強い危機感を抱かざるを得ないものであります。ここに対応する形で国においても地方創生を掲げ、地方自治体にも総合戦略の作成などを求めて対策を早急に求めてきたところであり、定住対策や企業への支援等、子育て世代への支援や移住につながる施策を展開してきたところでございます。

若者定住促進対策による県外からの出身者をはじめとする移住希望者を呼び込むための施策などによる人口減少対策や、新たに起業される方に対する支援による産業の創出を図ることで実質的に町税の確保にもつながることを期待いたしております。

また、住民意識の活性化を図り、協働のまちづくりを推進することで、魅力あるまちづくりにも寄与するものと考えております。

平生町らしい協働のまちづくりを発展させるため、地域づくりの活動拠点を設置して、地域の人材発掘や組織体制づくりを推進し、地域の特性を生かした明るく住みよいまちづくりを着実に進めてまいります。

少子高齢化や経済状況の急激な変化など、社会状況は大きく変化しており、町民の暮らしに大きな影響を与えております。こうした状況のもと、住民に最も身近な基礎自治体である町として、住民の期待に応え、安心して安全に夢と希望を持って暮らせる社会の実現に向けて最大限の努力をしていかなければなりません。

基盤となる財源の確保は最重要課題であり、国、県の補助メニューの活用はもとより、町債においても、将来負担を見据え、交付税措置など有利なメニューの活用を図り、一般財源の確保に努めてまいります。

限られた財源を有効活用して、将来の平生町を活力のある町であり続けさせるための町財政構造の構築を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 再質問いたします。

今お伺いした中で、若干の訂正をしていただきたいところがあるんですが、十二、三年前ですか、地方分権一括法案がありまして、「機関委任事務」は廃止されて、今、「法定受託事務」という形になっておりますから、ちょっとこれはびっくりしました。

それと、「しゅっせい」という、「しゅっしょう」じゃないかという用語についても、ちょっと検討していただきたいと思います。

じゃ本旨に入ります。

地方自治の本旨についてですが、冒頭の挨拶、所信表明の中で、県や国の知恵を借りるというお話がございました。これに若干疑問を持ったんですね、私は。

地方自治法、私は大好きですから憲法から地方自治についての規定を時々読むこともあるんですが、憲法第8章地方自治、憲法第92条ですが、「地方公共団体の組織及び運営に関する議事は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」となっています。

その次に、地方公共団体の機関、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と。これが主な地方自治についての憲法の規定です。

それに基づいて地方自治法が制定をされておりますが、地方自治法で一番先に出てくるのは住民です。地方自治法第1編の第2章、住民という項目がある、ご存じかと思いますが、ここで住民のいろいろの権利、義務について、また、議会や地方公共団体に対する権利、義務もいろいろと規定をしております。

その次に出て来るのが、第6章で議会です。そして、その後、第7章で執行機関が出てまいり

ます。これは、随分おもしろいんですが、執行機関は地方自治法の138条の2から4まででなっておるんですが、地方自治法の138条というのは、大もとは議会の事務局の規定なんです。枝番で執行機関というのが出ております。

その後、執行機関の第2節で、地方公共団体の長と、こういう規定で並んでおるわけですが、先ほどからの議員さんの質問に、住民の声を聞く、町民の皆さんの声を聞きたいという言葉は何回も繰り返されましたから、それはそれでよしとしたいんですが、やっぱり地方自治の原点は住民自治だと思います。その先頭に立ってやっぱり議会が議事機関としておるわけですが、この規定を読むといつでも自分に身が引き締まるんですがね。

町のほうにとってみれば執行機関として、あれだけの職員の皆さん以下、住民の奉仕者として掲げて、皆さんが日々住民自治を遂行するために働いておられるわけですから、この方と一緒にやっていくのが一番、何よりも一番の地方自治の本旨だと思います。

県や国の知恵を借りるとというのが、ぼつと最初に出てきましたからびっくりしましたが、やっぱりあくまでも職員の皆さんが力を合わせて住民の意思をいろいろ考えて、案をつくって、その中からやっぱり県や国の支援を仰ぐというのが筋じゃないかと思います。みずからの足で考え、頭で考え、町を応援していく町政を推進していただきたいと思います。

それから、次の人口減少問題です。記者会見の中で、この地域は水が少ないからIT企業を誘致したらいいという発言もされておるようですが、それは何か思いがあって発言をされたのでしょうか。企業誘致というのは、人口減少問題に対応するためには一番いい方法ですから、その記事を読んで思いましたので、その点をお伺いしておきます。

人口減少対策としては、働く場所を確保すること。それから、移住・定住を進めること。そのためには、平生町のよさを売り込むということが大事だと思いますが、私は今国が進めておりますコンパクトシティ構想というのがありますね。今、光市の大和地区でやっておりますが。私はこの平生町というのは、これに随分やっぱり民間でできるコンパクトシティ構想が、この平らな町に住みやすいいろんなものが集中をしてきて、いい町になってくると私は思っておるんですよ。だから、そういう点でも平生町の地形の特性を十分売り込むことがひとつ必要じゃないかと思えます。

それと、子育て支援ですね。これは、どこも一生懸命やって子育て支援がすぐれておるから、ぜひ来てください、ここで子供を育ててくださいということになるわけですが、町長の所信の表明の中で、子育て支援を進めていくことで、いわゆる医療費の無料化で今年3年生までもやっておりますが、それ6年生までもやるとははっきり言われるのかと思いましたが言われませんでした。これはちょっと物足りなかったんですよ。

田布施町の町長は、もうこの時期なら、もう周辺等も見て6年生までもやると言われておられますから、これは言明をしてほしいんですよ。これは子育て支援は、そこそこに足並みをそろえ

ていかないと難しいと思いますから、競争せえとは言いませんけど、それなりに足並みをそろえて特性を生かした子育て支援体制をつくっていくことが必要じゃないかと思います。

それで、今までも取り上げてきた問題なんですが、旧雇用促進住宅、今、民間に払い下げてビレッジハウスということになっていますが、大野地区のほうは比較的新しいんです。ここに新婚さん向けの高層をつくったらどうかという提案もしてきました。

もう一つは、オタフクソースが研修所をつくって、清倫館ですね。これは必ず従業員が新入社員のときからここ来てからやるんです。ここの連携を深めてはどうかという提案をしておきます。

それともう一つは、佐賀小学校の特認校制度です。これはぜひ広く宣伝をして、平生町の人口定住対策に、これまで教育委員会が努力した制度ですから、ぜひこれは積極的に取り組んで、広島県なども広く宣伝をしてやっていただきたいと思います。これは人口減少問題の各論のちよつと提案なんです。

いろいろ申しあげましたけど、最後には各論でないとだめなんですよ。だから、総務省におられましたから、ずっと総論をつくる仕事をされておられましたから、やむを得るところもあるのかもしれませんが、そのためには職員の知恵と足を活用すると、ここが一番だと思いますので、何事にも各論でやっていただきたい。

それと、3点目の財政問題についてです。

これについても、各論が一番大事なんです。それから、私、財政担当者から未来戦略を実現して一般財源の確保というテーマをよく聞いてきました。これは正しい方針だと思うんですよ。先ほどの未来戦略の話も出ていましたけど、それは各論でやっていかないと、それを百編繰り返したって一般財源は埋まりません。

それで、今、人口減少対策とこれ似たところがあるんですよ。ですから、未来戦略を進めて、初めて……

議長、もうちよつとかかりますから、休憩を。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 質問を続けます。

3点目の町財政についてです。

未来戦略を実現して一般財源の確保と、これが一番いい形で平生町町財政の再建につながって

いくと思うんですが、そう簡単ではございません。

いろいろと私、財源について考えてみたんです。具体的に何点か挙げておきたいと思うんですが。

まず収入としてありそうなのが、これは来年度予定されておるようですが、佐賀の若者定住住宅の払い下げがありますから、ある程度は財産収入で期待できるんじゃないかというのが1つありますね。

それから、2022年まで曾根の交流センターのリースの返済が年間1,269万円ですが、ありますが、これが22年で完了いたしますから、この1,269万円というお金が不要になってくると。これが一つのまた財源確保になりますね。

それと、老人福祉センターのところに、今、社協は重度の要介護者のデイサービスをやっておりますが、これを社協のところに建てかえる、社協自身でやるという事業が進んでおります。それをすると、社協に対して10年間800万円、それから、あと400万円、後の10年は400万円ぐらい支出が生じますが、現在、1,500万円ぐらいこの老人福祉センターにかけておりますから、これを廃止すると、その差額が金額としては浮いてくるんですね。

それからもう1つ考えられるのが、いわゆる公共下水道が地方公営企業法の適用の改定に移行する準備が進んでおります。その際に、一定の値上げをせざるを得ないという状況のようですから、この使用料がふえれば、下水道会計への一般会計の繰り入れが減ってまいります。若干でも。これは新たな財源としてあると思うんですが。これらはいわゆる極めて一時的な財源ですが、恒久的な財源としてあるのが2つだと。1つは、懸案の都市計画税です。それともう1つはね、公共下水道の接続です。それもずっと言ってきたんですがね。現在、600戸以上の公共下水道に未接続所帯があると思うんです。今、インフラへちゃんとした投資をしておるわけですから、つなげば収入が増えます。これはぜひ、接続率の向上をすれば恒久財源になってまいります。

それともう一度、先ほど都市計画税ですが、これについての一定の経過もお話しておきたいと思うんですが、昭和47年から48年にかけて先ほどありましたように都市計画がつくられております。そのときに大変な広い面積を用途地域が知らんが、都市計画税を課税をしております。その後、平成の初めごろに松岡町長さんが下水道工事を始める前でしたけど、始まることは決まっておったんですが、都市計画税を課税をするという努力をうたい始めまして、一時粘り強くやっておられましたが、売上税や消費税の問題があつて頓挫をした経緯がございます。

それともう1つ、この辺の1市3町で合併をするという協議が進んでおったときに、もう法定協で都市計画税を平生町も課税をするということでもう協議は完了いたしました。が、合併しておれば、今の広い地域全部、都市計画税がかかっておるわ。それで、あの当時、4,000万円の金額になる予定でした。しかし、合併ができなかったことによって、課税がそのままされないで今日に至っておりますが、山田町長になって、それでもやっぱりやろうということで2回挑戦

をされております。1回目のときには大分準備も進んでおったわけですが、いろんな経済情勢の悪化でやめたと。それでもう1回は、やろうということでもた進んだんですが、先ほど申しましたように、下水道は地方公営企業法の会計に移行する。その際には、値上げをせんといけんようになるから二重課税の可能性が、負担が2つ重なる可能性があるから、ああ、やめたということでもっております。これが都市計画税の今日までの状況ですが、これはどうしてもこの問題は避けて通れないテーマだと思っております。

庁舎の問題がありますから、いろいろ私も今財源について考えてみたら、今のところ思いつくのはそれぐらいですが、一番いいのは未来戦略を実行して一般財源を確保と、それを都市計画税や下水道の接続の向上、こういった恒久的な財源を増やす方法は検討されることが必要じゃないかと思っております。

4点目の庁舎の問題ですが、簡単に町長さん、ちょっと思いつきで言うただけだと言われましたけど、やっぱり当選をされて職責が生じておりますので。

それから、図書館の問題は、全職員のアンケートを前の町長さんがとっておられます。その中にいろんな職員の声が出されておりますから、読まれたかもしれませんが、ぜひそれは参考に、大変いろんな貴重な意見がありますから、こういった意見も含めてあったと思います。

今後の参考としてぜひ目を通していただきたいことと、今日の状況からどうしても建てかえというのは私は必要だとは思いますが、一番大事なことはユニバーサルデザイン、働きやすい建物。今、中央省庁で障害者の雇用の問題が起きておりますが、職場が障害者を雇用する体制になっていないんですね。平生町でもそうです。車椅子の人はもう就労できないと。もしけがをして負傷になったら退職せんにゃいけんような状況やから。今の平生町の建物をとってみても。その点では、ユニバーサルデザインは広い意味でいろんな人が働ける職場をつくるためには必要です。私が勤めている会社でも車椅子の子がおって、私もいろんな技術意見をしておるわけですが、だんだん育ってきていまして車椅子でかなり頑張ってきておりますから、やっぱりそういったいろんな人が自由に働ける、働きやすいユニバーサルデザインというのは、ぜひこれから先四十年、五十年考えてみたら、社会のあり方として捨ててはならない考え方だと思います。

それで問題は財源なんですよ。何点か、いわゆる単発の財源も挙げましたけど、それを確実に、例えば、それを交流センターの跡なんかはもう使わずにちゃんと基金にしておくとか、約七、八年、十年ぐらい先に、起債、建てた借金の返済は始めるんですね。それに向けていろんな財政措置をしておかないといけないと思います。

それで大事なことは、その起債の償還が始まるころが平生町の今の人口状況からいけば8,000人台になるんじゃないかという、計算になるんですよ。今建てて借金をして8,000人台の人たちが返済をしてくださという時代に入ってくるということもよく念頭に置いて考えておいていただきたいと思います。私からは4点ほど質問してお答えいただきました

けど、今まで総務省におられて目線の違いを随分感じましたので、住民目線でちゃんと町政を担当していただきますようお願いをしておきます。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平岡議員におかれましては、いろいろと町のことも考えていただいて、本当にありがとうございます。

先ほど、私、確かに、機関委任事務と言いましたが、法定受託事務になっていますね。申しわけございません。つつい昔とった話になったものですから、申しわけございませんでした。また、「しゅっしょうりつ」も「しゅっせいりつ」と言ったんですかね。「しゅっしょうりつ」が正しいので、おわびして訂正いたします。

先ほど来、まず県と国の知恵をと言いましたが、これは別に県と国に何かしてもらおうという意味ではなくて、県や国が持っているいろんな情報を提供してもらって、うちの町に合うものについては使わせてもらおうというようなことで言っているわけでありまして、県や国にお願いするとかそういう意味ではございませんので、一言申しあげておきたいと思います。

IT誘致ということも言いました。私は別にITを連れてくるというんじゃないくて、一番水も使わないし、人だけですし、ITをやっておられる方というのは、大体、細かい作業を自分で考えながらやっておられるというのが特徴かと思っておりましたので、この平生の大自然、環境もいい、海もあり、山もある、こういうところで英気を養っていただいて伸び伸びと仕事をしていただく場所に適しているんじゃないかなという思いで、IT産業とかいいんじゃないですかということ言ったままで、あくまでもITでないといけないという意味ではございません。どこでもどんな企業さんでも来ていただけるものであれば、当然、来ていただきたいというふうに思っております。

それから、コンパクトシティ、やはりちっちゃく動きやすい町をつくるというのは、確かに必要だと思います。平生町を見ても、そんなに大きな面積がありません。面積もちっちゃいですし、本当コンパクトに生活できるというのが一番大切ではないかなというふうに思っておりますので、議員ご指摘のように、一生懸命それに向けてやっていきたいなと思っております。

それから、例の医療をお聞きしたんですが、一応1年から3年まで今やっておりますが、私はもう6年までやるというつもりでおりますので、今から財政のほうとちょっと協議をしながら、私の気持ちは6年までやるというふうに思っておりますので、言うておきます。

それから、大野地区、雇用促進住宅ですか。今、民間企業にわたってまして、私どもがとやかく言えないんですけども、何とか新婚さんとかそういう人が住めるようにね、できることがあれば、ちょっと一生懸命頑張って考えてみます。知恵を絞ってみます。

それから、佐賀小学校の小規模特認校制ですか。こちらにつきましても、確かに、周知がうまくいっていないと思いますので、周辺地区だけでなく、いろんなところにこの制度を理解して

もらうということを考えます。都会とかの人は、確かに、こちらに住まないといけないからちょっと難しいかもしれませんが、今ちっちゃな過疎地のところに、大阪とか東京から留学生じゃないですけども、受け入れしている団体がたくさんございます。それを見ると、東京や大阪、広島、福岡も含めて、そういうところからこういうところに住んでみたい、こういう大自然の中で生活したいという方がいらっしゃると思います。ですんで、いろんところで周知徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

それから、先ほどはたくさんの方的のいろいろなことを言っておきまして、確かにおっしゃるとおりです。いい財源を見つけていただいてありがとうございます。私も頑張ります。

都市計画税でございますが、やはりまず皆さんにご理解していただかないと、直接、じゃあ、来年から都市計画税をとりますと言ったら、住民の方々はなんだという話になりますんで、まず皆さんを説得して、なぜ必要なのか、都市計画税はなぜ必要なのかということを含めてご理解いただいて、皆さんのご理解を得られた後に都市計画税は行ってまいりたいと、いずれか行わなければいけないというのは承知しているんで、それを理解を深めてもらうということが一番でございますので、一生懸命説明をさせていただきたいなと思っております。

ユニバーサルデザインについてもご指摘いただきましたが、確かに、おっしゃるとおりでございます。今、いろんところで雇用も、何というんですか、障害者の方もぜひ来られて仕事ができる、この間の国のほうでもいろいろごまかしたりしていますが、そういうことはせず、やはり一定の方に働いていただくというのは大変大切なことだというふうに私も思っておりますので、ユニバーサルデザインにつきましては、調査のされるときに考えてやっていきたいなというふうに思っております。

以上、何か漏れたかもしれませんが、そういうことで答弁をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 親切に答弁をいただきましてありがとうございます。今、これから先も議会の機能としては、監視、監督がまず大切な機能ですが、と同時にいろんな住民からの皆さんの声を政策にして提案をする。また、職員の皆さんとも考えて提案をしていくというふうな私どもの役目でもありますから、今後、これは進めてまいりたいと思います。それで、就任されて大変でしょうけど、今までのこともいろいろお話ながら一緒にやってまいりたいと思います。

2番目に国保会計のあり方についてです。

平成30年から国保の運営主体が県になりました。このまま4月からですが、現在の状況はどういう状況でしょうか。

それから国保会計のあり方について、その次質問する予定ですが、その前に1つお伺いしてお

きたいことがあるんですが、地方公共団体の健全化判断比率の4指標があります。この計算をする際に、平生町の基金条例にあります9つの基金がありますが、これが全部入れて計算をされておるのかどうかというのだけまず最初に聞いて、2回目の質問に入りたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今の件につきましては、私も計算のときにおりませんので、総務課長のほうからご答弁させてもらってよろしいでしょうか。国保の状況につきましてはご説明させていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、国保制度の改革、納付金制度の導入や財政安定化基金の設置に加え、公費による財政支援措置が拡充されということにより、財政基盤の強化が図られたところでございます。今後も被保険者の減少や医療費の増加などが見込まれるため、平成30年以降においても県全体として収入と支出が均衡するよう、県は安定的な経営体制運営の推進を図る必要があると考えております。このため、納付金制度の導入に伴い、保険金負担が一定程度以上に上昇する市町村に対しては、激変緩和の暫定措置として国から交付される調整交付金や県繰入金を用いて被保険者の保険料負担の給付率が増加を緩和する措置を行っていくところでございます。いずれにいたしましても、被保険者の減少による国保税の不足や医療費、療養費の急激な増加等の不測の事態に備え、基金などを活用しながら平準化して財源となるよう国保税の軽減もできる限り考慮して、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など継続可能な医療保険制度を構築してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまご質問のありました基金条例9件ありますけれども、それが財政の健全化判断比率に含まれるものでございまして、これをもとに計算がされるものでございます。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） 失礼します。現在の平生町の国保会計の現状でございますけれども、平成23年度以降の国保会計の事業基金でございますけれども、50万円に満たない状況でございまして、医療費の高騰に対応が困難な財政状況でございまして、何とか運営していこうということで、平成25年度決算におきまして、赤字分を次年度からの繰上充用金でしのぐ状況に陥りました。このような状況の中で、平成26年度やむを得ず、大幅な保険税率の引き上げを行って財政の立て直しを図ったところでございまして、その後の財政運営は良好な状況に転じているところでございます。

基金につきましては、現在、29年度末で約1億5,200万円まで回復しております。

平成30年度に県が事業主体ということになりましたので、このような状況の中でございますけれども、30年度の国保会計におきましては、被保険者の保険料の負担の軽減を図るために当

初予算で事業基金から2,300万円の繰り入れをしまして、県が示す標準保険税率を参考に町の国保税率の引き上げを行いまして、1人当たり年間約1万1,000円の減額となるように措置します。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、健康保険課長のほうから説明がありましたが、その後の数字があるんですよ。それは、私どももう9月に決算が済みましたからですが、国保税の基金の問題ですが、平成27年に2,276万円、平成28年度が8,272万円、29年度が先ほどありましたように1億5,279万6,000円、29年度の決算を終えて、前の9月の議会で30年度に9,829万円基金の造成をしております、現在基金の残高が2億5,108万6,000円です。

それで、先ほど説明がありました30年度に取り崩しの2,300万円予定をしておりますので、それを引くと基金の残高が2億2,800万円ぐらいあるんですよ。2億2,800万円。それで、私は、ちょっとこれ異常だなということていろんな提案をしてみたいと思うんです。

国保の、大体、世帯数は、現在、30年度で1,688、被保険者が2,849人です。全人口の30%の世帯と全人口の24%の被保険者です。そして、国保会計が、大体、17億円から18億円にして、保険料の保険税の収入が3億6,000万円が26年ですかね、その後29年になると3億円ぐらいになって、全体に占める保険料の比率は16とか15%ぐらいが保険料で国保全体で賄われておるのが今日の状況です。それで、私は大変になると思うんじや。30年度予算と2億9,000万円ぐらいが保険料収入ですかね。それに対して基金が2億5,000万円あるんですよ。これもうどう考えても異常なんですね。そして、もう1つ悪いことに、この基金が町の財政指標を計算するのに計算に入ってしまうんです。介護保険が7,000万円、こちらが2億5,000万円、3億2,000万円ぐらいが財政指数を計算するときにはしごをかけたような感じでできていますから、正確な数字が出ていないのではないかという可能性があるんですよ。

それから、先ほど町長のほうでいろんな指標の数字を言われましたけど、それは、この3億2,000万円を入れて計算をされておるんですかね。だから国保と介護保険というのは、これはそれぞれの特別会計の予算でありまして、一般財源ではありません。絶対に一般財源に戻ることはないんです。ですから、これはもうその会計で処理しなければならんです。

ですから、もう私が1つ提案をしておきたいんですが、今年の3月に国保会計を改正しまして、2,300万円基金を取り崩して、4つある案のうち3つ、第3案を取り入れられて、先ほど健康保険課長のほうからありましたように一定額の値下げをされました。しかし、その結果、まだ30年度は出ておりませんが、それで30年度の状況を聞いたんですがね、いずれにせよ、30年度終わっても基金が2億2,000万円あるんですよ。それから基金を置くこと自身が町

の財政にいろんな影響を与えるし、基金はこの先ほど言いました2,800人ぐらいの皆さんのある意味では財産なんです。これはやっぱりそこに返してしまわんといけないお金なんです。ですから、基金をゼロにするための保険料の仕組みをつくっていく必要があると思うんです。

それで1つの提案ですが、3月の表を見ると、県が示したいいわゆる標準税率というのがあります。県が平生町にこのぐらいしなさいよというの。これでやると当初予算ではね、3,700万円基金取り崩さんといけんかったんですがね。30年度、まあまあええか、31年度から県の標準税率で課税をして基金を減らしていくと。そして、ゼロにしていく必要がこれあると思うんですよ。3年ぐらいやってみたら、大体、状況わかると思いますので、来年度から直ちに県の税率を適用する条例改正をする必要があるんじゃないか、そして、基金を減していくと。これが1つです。3年やってみたら、どのぐらい残るかまたわかると思うんですが。その時点で、その他基金が減って足りなくなれば、また別ですけど。状況を見て次の保険料率を考えていけばいいと思うんです。いずれにせよ、基金はゼロにするという必要があります。

そこで、発想を変えて国民健康保険については、もう町の運営じゃなくて県が運営主体なんですから、もうあくまでもやっぱり県の全体に合流する準備をして、今、過渡期だとそのように解釈をしてもう基金はゼロにしていくと。そしてね、お金が足りんようになったら調べる中でわかったんですが、県はもし平生町の国保財政が年度末になって赤字になりそうだとしたら、融資をしてくれる企業をつくっているんですね。県が。だからその年はちゃんと県からの融資を受けて収支を整えればいいんですよ。例えば、もらった次の年どうなるかわかりませんから、2年ぐらいそれを続けてどうしても赤字になるんならまた被保険者に相談をして料率の改定をしていくと。そうすると、基金は要らなくなるんですよ。県が、足りんかったら貸してあげるよという制度を設けているんですから。そういう話も聞きました。これは調査の段階で聞きましたので。そういう運営をしていって、あくまでも運営主体は県だと、県に従ってやっていく基金はもうなくすると。こういうことをする必要があるのではないかと思います。

そこで、1つ大事なことはね、これは担当者に勉強してほしいんですが、これだけ基金がたまって保険料ばかりとったかたそうでもないんですよ。保険料はだんだん減ってきておるから、一番大きいのはやはり医療費の動向だと思うんですよ。直接医療費がどんどん減ってきたから残ったという可能性もありますが、今の国保の財政を見ますと、医療費が減れば確かに減ります。と同時に、共同事業が随分多いんですよ。それから、いわゆる重度の高額医療費の共同事業、それから30万円までの低いところの共同事業がありまして、たまたまその患者が保険証を使う人が多かたり少なかりするんで、県からもらえたり、払うたりするお金が変わります。そういうところかなり複雑な要素があると思いますから。今後の保険運営をするに当たっては、医療費の動向がどう影響を与えてこれだけのお金が余ってきたかと。これは分析しておく必要があると思うんですよ。それはあなた方専門家の知恵ですから。特に、共同事業なんか

構造がよくわかりませんから。そういったことは必ずして、来年からとりあえず標準で3年間やってみて基金をゼロにすると。将来的には基金条例から国保の基金は削除していくと。それが一番正しいと思うんです。もう足りないことはないんですよ。県がちゃんと融資をつくっているわけですから。そういった方向でやってはどうかと思いますので、提案をしてお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、お答えさせていただきます。

このたびの国保制度改革では、納付金制度の導入や財政安定化基金の設置に加え、公費による財政支援措置が拡充されたことにより、財政基盤の強化が図られております。今後も被保険者の減少や医療費の増加などが見込まれるため、平成30年度以降においても、県全体としての収入と支出が均衡するよう県は安定的な財政運営の推進を図る必要があると考えております。各市町村に対しても被保険者の減少や年齢構成が高い状態が続く中、医療費の増加などによるリスクに対応するため、県は財政安定化基金を設置し各市町に適切に貸し付けや交付を行い、健全な基金の運用を通じて安定した財政運営を推進させることとされております。

本町では、平成30年度の国保会計では被保険者の保険税負担の軽減を図るため、当初予算で事業基金から2,300万円繰り入れ、県が示す標準保険料率を参考に、町の国保料率の引き下げを行い、1人当たり年間約1万1,000円の減額となるよう想定しております。

町の国保の今後の見通しについては、将来推計では被保険者数は減少するものの、高齢者の割合は高い水準で推移すると見込まれる。町の国保料率に影響を与える県内の1人当たりの医療費も年々増加すると見込まれるため、県に支払う事業費納付金及び県が示す標準保険料率は年々増加する可能性があると考えております。

今後、県が示す標準保険料率をもとに、町は適正な国保料率を定めていくこととなりますが、このような状態で今後推移していけば、国保料率を変更しない場合、事業基金が減少していき、なくなることが予測され、その後は県が示す標準保険料率に沿って定めていくというようになると予想されます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁でしたら、このまま置いておってもいずれ基金がなくなるという判断のようですが、基金をこれだけ持っておくこと自身が異常なんですよ。これはまず基金を解消してしまう必要があると思うんです。そうしないと、これは保険料収入が3億円なのに基金は2億5,000万円、こんなに異常な事態に、それが平生町の財政指数に影響をもたらして正しい数字が出てこない、こういう状況なんですよ。ですから、1日も早くこの基金は解消します。なくして、その後ちゃんと被保険者の方々と相談をしていけば済むことです。

そして、県の融資制度もありますから、それも活用しながら、借金しなければ国保を賄えないという状況も説明をされて保険料率の改定をしていけばいいと思いますから、早期に基金を解消する必要があると思いますので、これは、再度、求めておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおり、基金がたくさんあるということは、特別会計でございまして、そこにしか使えません。確かにおっしゃるとおりでございます。ですが、確かにこれを使ってゼロにする。そうすると、来年度の保険料がすごく安くなるとかかりますんで、やはり平準化を図りながら基金をなくしていくというのが一番妥当なんじゃないかなというふうに思っております。ただ何年かぐらいをめどに、保険料が高くなったり、安くなったりしないように平準化を目指して徐々に基金をなくして、おっしゃるとおり、ゼロにするようにやってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、通告に従って質問をさせていただきますが、浅本町長にはご就任おめでとうございます。

先ほどから財源、財源と財源のお話がいろいろと出ておりました。私の質問もそのふるさと納税についてであります。これもひとつの財源の確保につながる質問になろうかと思います。町長は総務省におられたということで、いろいろ精通しておられるのではなかろうかなというような意味から、この問題を取り上げさせていただきました。

このふるさと納税制度、この制度が導入されてからかれこれ10年近くになろうかと思います。実は、この四、五年前に、一度、このふるさと納税について、本町の取り組みについて質問をさせてもらっております。そのときはまだ担当、お店の方もこの制度が始まって間もないということでありましたので、一生懸命取り組まれておる最中、道半ばという状況の時期でありました。それで、寄附額、納税額もわずかなものであったと記憶しております。

そうして、今問題になっております返礼品、ちょっと行き過ぎた状況ということでなっておりますけど、そのときの返礼品は町長のお礼のはがきが1枚だったかな、それかお礼状が1通ということでありました。その後、同僚議員が何人かが質問された経緯もありまして、その成果もあって、今ではかなりの寄附額、納税額に成長して、そうしてまた、返礼品も地場産品の他の地域にない珍味の海産物等を返礼品として活用しているということでもあります。

徐々に、このふるさと納税の取り組みについては、いい方向に向かっているというふうに思っておりますが、全国的に見てみますと、この取り組み次第では現在の数倍の成長が望めるのではないかと個人的には思っております。

テレビのニュース報道等で取り上げております、毎年、南から北から全国の自治体の取り組み状況をその年の一番いいのを恐らくテレビ報道では取り上げている。そうすると、何億、何十億といった寄附額、納税額を集めていると。そうして、かなりの財源になっているという自治体も、この10年間ではいろいろ取り上げられてきました。

そういうふうなことですが、このたび、今、総務省のトップの方ですか、テレビで、今のこの制度は、当初の趣旨から逸脱しているとずれているというようなことで見直すという方向で今考えているんだと。ですから、来年あたりから、これを見直してくると思います。もしこれに違反をしたといいますか、納付額の3割以内の返礼品の上限、地場産品に限るということのようであります。まだ本決まりではありません。しかし、いずれそのような形で決まってくるというふうに思います。でも、これは努力次第では財源につながる夢のある制度でもあろうと思いますので、この制度をどのように考え、新町長ほどの程度取り組んでいって財源確保につなげようというお気持ちがあるかと、そういう点をお聞きしてみたいということで取り上げさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度でございますが、これは、地域間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するための新構想として、第1次安倍政権時の平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いスタートをいたしました。

この制度の最大の特徴は、自分の生まれたふるさとだけでなく、自分の応援したい自治体に対して寄附を行うことができ、寄附金の2,000円を超える部分について所得税と住民税が控除される仕組みになっている点でございます。寄附を受ける自治体にとっては新たな財源が確保できることになり、寄附者にとっては特定の自治体を応援できる満足感とともに税の控除が受けられ、自治体及び寄附者相互ともメリットが生じることとなります。

平生町の現在までの取り組みを申しあげますと、本町におきましては、制度開始当初は寄附金への返礼品の送付を行っておりませんでした。若者を中心とした転出超過による人口減少や長引く地域経済の低迷に伴う税収の減少など厳しい行財政状況等を踏まえ、自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に平成27年4月から寄附者に対して返礼品を送付するふるさと納税促進事業を開始いたしました。

事業開始以降、徐々に事業者数及び返礼品の数を増やすとともに、平成28年度からインターネット上のふるさと納税専用ポータルサイトと契約を締結し、返礼品を通じて本町の魅力をインターネット上でPRするとともに寄附者の利便性を高めるため、寄附金の納付についてクレジットカード決済を使用可能とするなど取り組みを強化いたしました。

その結果、事業開始前の平成26年度は寄附件数21件、寄附金額109万7,000円に対

し、平成29年度は寄附件数1,624件、寄附金額4,438万1,000円となり、制度開始前より寄附件数は約80倍、寄附金額は40倍の増加となり、寄附件数及び寄附金額とも順調に増加しております。今年度につきましても、新たな返礼品を追加するとともに新たなポータルサイトにおいて寄附を募っており、現時点では、昨年同時期と比較して、寄附件数及び寄附金額は順調に増加しています。

先ほどおっしゃられました税の返礼割合を3割以下にすること、電機や電子機器や貴金属など資産性の高いものを返礼金にしてはならないという通知が出ておりますが、本町におきましても返礼率が3割を超えている返礼品が1品あり、昨年度、国から見直しをするよう要請がありましたので、速やかに見直しを行いました。

以降につきましては、国の基準に沿った運用を行っております。

なお、最近ではふるさと納税の寄附を呼びかけるよう装うにせのウェブサイトが相次いで見づかり、寄附金をだまし取られる被害が全国的に発生しております。

本町におきましても、先日12月13日に、にせサイトに一部の返礼品が35%割引等を騙って掲載されていることが判明し、同日中からホームページ等で注意喚起を行っております。実際にせサイトにつきましては、現在、山口県警及び山口県と連絡を取り合っており、今後も連携して適切に対処していきたいと思っております。

今後もふるさと納税を促進していくため、お礼の品の拡充やポータルサイトを活用し、平生町のPRにつながる情報発信や平生町が抱える課題解決のための使い道に共感し、ふるさと納税をしていただけるような取り組みも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 大体、今後もし組みんでいかれると、こういうふうを受け取ってよろしゅうございますか。はい。

この制度が導入されるまでは、もちろん、町長のほうがよく精通しておられると思いますけれども、全国の地方自治体はわずかな自主財源と、そして、ただただ国からの交付税待ちということで、地方自治体は、言葉は適切ではないかもしれませんが、余り努力をしなくても国からの交付税によってそれで主体を運営すると。もちろん本町に限らず、全国の自治体はそういう形ですと流れてきておったというふうに思いますが。この納税制度、ふるさと納税というものは、やはり地方自治体の努力次第ではもう町の財源を確保できる。先ほど申しましたように、いい制度であるというふうに思います。

そうして、町長の12月の広報ひらおの就任挨拶の中にも、県、国との対話をして、継続可能な財政というようなくだりもありました。ですから、まだ流動的でありますふるさと納税の最終的な線引きがどの辺になるかというのはまだわかりませんが、一応そういうことも踏まえて、こ

の納税を締めつけるという方向ではなくて、むしろ、これを拡充する方向で行ってもらいたいもんだというふうに思いますので、町長からもそういった県、国への対話という言葉をとって言うわけではありませんが、中央におられましたんでパイプもあろうかと思えますんで、そういったことを踏まえて、ぜひ締めつけではなくて、むしろ、これをまだいい方向で同じ競争で伸ばしていけるふるさと納税ということにしていきたいということをお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいです。答弁は。（「これで最後、じゃあ」と呼ぶ者あり）浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ふるさと納税でございますが、先ほども申しあげましたとおり、寄附者にとっても自治体にとっても両方メリットがある制度ということでございますので、こちらには力を注いでまいりたいなというふうには思っております。市町村の取り合いになってはまたこれもどうかなという気がするんですが、入るほうがいいに決まっておりますので、私どもに入ってくるものと出ていくものと、多分、あると思うんです。だからそれがちゃんとバランスとれて出ていくよりも入ってくるほうが多いという状況をぜひともつくっていききたいなというふうに考えておりますので、職員一同、一生懸命ふるさと納税のPRをして、平生町に納税してくださいといえるようなPRを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申しあげます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時10分からといたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 声のほうが届きません。1週間前に孫のお守りをしていて風邪をうつされまして、インフルではありませんのでマスクを外させていただきました。鼻声で咳も出たりくしゃみも出たりしているような状態で、お聞き苦しい点があるかと思いますがご容赦いただきたいと思います。2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、選挙事務についてということでお尋ねをいたします。

11月18日に行われました平生町長選挙、平生町議会議員の補欠選挙の選挙事務についてお尋ねをいたします。

2点目ですけれども、政治方針についてということで、今後の町長の取り組み、姿勢のことをお尋ねさせていただきます。

まず1点目、選挙事務について、11月18日に行われました町長選挙と平生町議会議員補欠選挙の事務についてお尋ねをいたします。

何で一般質問をするかという理由を申し上げます。実は、11月8日に30代の女性お二方から、なぜ選挙ポスター、掲示板を2種類立てているのかというお尋ねをいただきました。4日後の12日にも60代女性から、月曜日でしたが、選挙はあるのかなのかというお尋ねを受けまして、ご説明はさせていただいたのですけれども、選挙啓発、後に投票率向上ということもあわせて、もう少し積極的に選挙管理委員会のほうで取り込まれるべきではないかということで、お尋ねをいたします。1年以上前ですか、過去の一般質問で同僚議員の方も投票率を含める選挙事務について一般質問を行っていらっしゃいます。2017年9月だったと記憶しておりますが、ご答弁の趣旨は、町会議員選挙における選挙公報の取り組みの必要性について判断していくということでご答弁をいただいております。今回の議員補欠選挙の投票率は果たしてどうだったのか。結果としてはあらわれていますけれども、取り組みについてお尋ねをいたします。

まず、広報ということからお尋ねをいたします。

1番目に、町のホームページを有効に活用せよということで、町のホームページを含めて積極的に選挙啓発できないかということです。

それぞれの市、町の選挙管理委員会、町のホームページを利用して選挙管理委員会のほうで情報を公開されているわけですが、今回の場合は田布施町も同じような選挙日程ということでありましたので、田布施町のホームページと見比べて感じたことを申し上げます。補欠議員の選挙の理由、町長選挙も含めての選挙の日程等が、どうして選管として情報発信されていなかったのでしょうか。町の条例に基づいて、掲示板、お知らせ板、町の広報等で発信されてはいらっしゃいましたけれども、町のホームページでも積極的に有効にして、選挙権が18歳からということですから、もう少しデジタルツールを使った情報発信、ホームページを利用した情報発信については随分と取り上げてきたつもりですが、今の時代に合ったものを、それぞれの住民の立場に合った情報発信をするべきではないかということを常々申しておったつもりですが、やはりまだできていないのではないかと。選挙管理委員会として、選挙日程等を情報発信するべきではなかったのかどうなのか。

2点目に、開票結果の掲載内容です。市町村ごとに随分と取り組みの内容が違っているなど改めて思いました。田布施町の場合は男女比が公表されています。平生の場合は、無投票についてのお知らせもないし、補欠選挙の際の全体の投票は掲示されていますけど、男女比等は全然公表されていません。また、投票種別、代理投票とか期日前投票とか不在者投票、そういったものも全然公表されていないのですけれども、どういう理由からなのでしょう。お尋ねしておきたいと思います。選挙があったわけですから、それを住民の皆さん方に知らせるということは、とても大事な選管の一つだと思うのです。こういうことをして投票率の向上、選挙啓発につながっていくべきではないかと思うのですけれども、無投票だった町長選挙の結果も全然掲載されていません。このたびですと13日に告示があったわけですが、13日の5時を過ぎれば、町長

選は無投票当選と決定、告知は19日だったのですけれども。町のほうで発信されないと、メディアだけです。そういうことをメディアに頼っていいのでしょうか。選管の立場として、情報の発信を考えられないと、テレビ、新聞等で発信されるだけで、選挙管理委員会としてはきちんとしたスタンスで情報発信されるべきではないかということです。いろいろと申しあげましたけれども、情報の公開ということで、町のホームページを有効に活用できないかということで、町のホームページを有効に活用できないか、お尋ねさせていただきます。

2番目に、果たして広報活動を十分に行われたのかということでお尋ねをいたします。

2017年9月の一般質問の答弁でも必要性について判断していくということでしたから、いろんなことを検討されたのではないかと推測いたします。一方で、その女性の方も言われていたのですけれども、広報車を余り見なかったよねと。見たか、見なかったかというのはそれぞれの立場でありますから、事実としてどういう広報活動をされたのか、確認をさせていただきます。くどいようですけれども、補欠選挙の投票率30.7%という結果の分析ですが、やはりする必要があるのでないかと思うのですけれども。その後選挙管理委員会が開かれたのかどうなのか、わかりませんので、どういうご予定なのか、公表されるのかされないのかも含めて、お尋ねをいたします。

1点目が選挙事務についてということで、主に2点ほどお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 羽山選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 選挙管理委員会の事務局といたしまして、回答させていただきます。

まず、1点目の町のホームページを有効に活用できなかったのかという点でございます。

このたびの平生町長選挙及び平生町議会議員補欠選挙につきましては、11月13日告示、同月18日に同選挙を執行いたしました。結果といたしましては、町長選挙は無投票となり、町議会議員補欠選挙につきましては18日に投開票を実施したところでございます。両選挙に係ります情報発信といたしましては、広報の10月号にて任期による町長選挙及び欠員による町議会議員補欠選挙の実施、告示日、立候補受付、投票、開票等の日程や場所に加え、期日前投票や不在者投票についてもお知らせをいたしたところでございます。

また、選挙広報の看板を設置し、公用車にて町内を走行し、庁舎におきましても本庁舎には横断幕、佐賀出張所には懸垂幕を掲げて、選挙に係る周知を図ってまいったところであります。加えて、ご指摘のありました町のホームページにおきましては、広報と同日の10月12日に広報に掲載した内容とほぼ同様の内容を掲載しておりまして、投開票の日時や期日前投票などについて掲載をいたしたところでございます。

また、11月13日の告示の日の夜には、同選挙の届け出のあった候補者及び町長選挙が無投

票になったという選挙結果を、町のホームページにも掲載いたしましたところでございます。

また、11月18日の選挙当日におきましては、町議会議員補欠選挙の開票結果について、町ホームページに掲載いたしました。内容につきましては、18日当日には速報として候補者別の得票数を掲載し、翌19日には当日有権者数、投票数及び投票率等を加えて掲載いたしております。

議員からご指摘のありました田布施町におきましては、本町の内容に加えて、男女別の当日有権者数、投票者数及び投票率を掲載しておりますけれども、本町では掲載している当日有権者数等は割愛されております。それぞれの内容につきましては、法的な根拠はありませんで、それぞれの選挙管理委員会にて判断して掲載しているものでございます。本町の選挙管理委員会といたしましては、有権者の方々が関心のある内容を掲載するという方針で、掲載内容を判断しているところでございます。

また、今後につきましては、町のホームページにおきまして、議員からご指摘のあります期日前投票や不在者投票などの投票種別の掲載も検討してまいりたいと考えております。

第2点目の広報活動は十分に行われていたのかということでございます。両選挙に係ります広報活動につきましては、先ほども申しあげましたが、広報ひらおやホームページの掲載に加え、11月13日から連日選挙広報の看板を設置した公用車にて町内を走行し、横断幕や懸垂幕を設置し周知を図ったところでございます。

残念ながら直近の選挙であります平成30年2月4日に執行いたしました山口県知事選挙の投票率である40.19%を下回る、30.77%という結果となりましたけれども、投票率についてはさまざまな要因が総合的に影響を及ぼすものと認識をしておりますけれども、補欠選挙という性質もその一因だというふうと考えております。

また、選挙時の広報も重要でありますけれども、通常時の選挙啓発にも取り組んでおりまして、毎年成人式における新成人に対する啓発資料の配付、また、小中学校における選挙啓発ポスターや習字及び標語の募集、提出などを実施いたしております。

また、平成28年の公職選挙法の改正により、選挙年齢が18歳に引き下げられたことを受けまして、同年4月には平生看護専門学校において、また、本年3月には熊毛南高等学校において、それぞれ本委員会の職員が講師となって出前講座を実施したところであります。

今後におきましては、町のホームページの活用を含め、投票率の向上につながるように、教育委員会とも連携をさせてもらいながら、選挙啓発活動の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） いろいろと詳しくご説明いただきまして、よくわかりました。

お尋ねするのですが、ホームページに10月12日に掲載したというのは、広報そのものを掲載して発表ということですか。すぐに消えたような気がするのです。新着のお知らせというところにいろいろなお知らせがあって、すぐに消えてしまったような気がするのですが。選挙広報の場合、やはり町の選管として項目立てて、きちんと公表しておく必要があったのではないかとこのように考えるもので、お尋ねしたわけです。ホームページ上ではそのことは項目立てて、皆さんが見れば項目としてわかるようにしばらくなくなっていましたでしょうか。新着で後から重なってきますので、1週間、2週間で消えてしまったことはないですか。そんなことがあるというふうなことを推測しますので、その辺の確認を1点させていただくとともに、今し方教育委員会との連携を言われましたので、少しお尋ねしておきますと、教育委員会との連携ということになると、義務教育期間、18歳高校生ということになると、教育委員会との絡みもなかなか難しいと思いますので、ぜひ中学校3年生ぐらいのときに1回、18歳の選挙権行使について、カリキュラムなりそういった形で生徒たちに教えてあげるといいと思うのですけれども。今までは熊本南とか看護学校ということで、教育委員会とは関係ないですね。市町の教育委員会としては、児童生徒という小学校中学校義務教育機関が所管でございますので、そういうことを言われるということは、国民としての義務、権利を果たすという教育をされる予定があるのかわかりませんが、そういうことも含めてのお話ということで承ってよろしいのでしょうか。2点ほどお尋ねさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 羽山選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） まず、1点目の掲載期間と項目がどうだったのかという話でございます。

掲載期間につきましては、10月12日から11月19日までを掲載期間として、ホームページに掲載をしているところでございます。

検索しにくかったかどうかにつきまして、また検証させていただきますけれども、期間といたしましては、10月12日から11月19日まで掲載をさせていただいたところでございます。

次に、教育委員会との絡みでありますけれども、私どもが先ほど2点目で回答させていただきましたのは、選挙啓発に係る小中学校における選挙啓発ポスターや習字及び標語の募集、提出などのことについて、今も協力いただいておりますけれども、今後につきましても、選挙啓発活動の取り組みについて、教育委員会とも連携をさせてもらいたいと思いますので、まだ具体的にこれ以上のことをどういう形で進めていくかということまでは言及していないところでございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 再質問のことについては検証されるということですから、ぜひ検証しておいていただきたいということを強く申しあげておきます。

私が確認したところによりますと、多分新着のトピックスのところから外れていたと思います。その画像を保存していませんので、何とも言えませんけれども、その後、11月に入ってから選挙に関するものは、先ほども言われたページが広報紙で探せば出てくるということです。それだけ記憶していますので、そのことは検証されるというご予定みたいですので、ぜひ検証していただけだと思います。

教育委員会との選挙啓発の連携ということなのですが、私の勘違いというか、ポスター・標語に関しての連携ということでございますので、また新たな取り組みとして、今後の課題として必要ではないかということをお願いして、一番最初の選挙事務の質問は終わらせていただきます。

2点目に行きます。

政治方針についてということで、お尋ねいたします。

お尋ねする趣旨というのが、町長の後援会での主張、後援会の資料の中で、たびたび町長の言葉としても訴えられておりました。誰もが閉塞感からの脱却を望んでいると、このパンフレットの中でも、人口減少また少子高齢化の波の影響による財政の問題、将来負担比率指標が県内で最も厳しい状況、そういうことを理由として、みずからの政治に臨む立場を明らかにされていらっしゃるということで。このたび見事に当選されて、町のリーダーとしてみずからの主張である指標の改善を、一番訴えられていらっしゃる私自身は読み取ったのですが、今後、この指標に向けた具体的な取り組み、いろいろ複雑にあって複合的なものですから、これをやったからこれということも見えないと思いますが。将来負担比率の指標の中身もお聞きしようと思いましたが、先ほど平岡議員さんがお尋ねされましたので、その内容等についてもよくわかりました。ご自身として、後援会として目標とされているみずからの政治の立場を訴えてこられましたので、よくわかります。ただ、町のかじ取り役、リーダーとして、やはり行政の中に入るといろんなこと、金がないとか、人がおらんとか、そういう話が当然出てこようかと思います。これをどう克服されているか、その辺のことも含めて具体的な計画、方針について、今から来年度に向けて取り組まれると思います。

私の経験から1点だけ申しあげておきます。

国・県との情報ということで、国・県の力を借りてということ、情報の共有というふうに読みかえてくださいと言われたと思うのですが、最近私自身が感じたまた体験したこと、私が住んでいる集落、有害獣対策で非常に苦しんでいます。ある方から県でこういう講習会をする予定があるからやらないか、その方は県の嘱託職員です、県のOBです。近隣に市町でいいますと、田布施町の方は参加される予定でした。当日はご予定があったので来られませんでした。平生町もお誘いがあったのかどうかはわかりませんが、名簿にはありませんでした。平生からは私の地区も含めて3名で、有害鳥獣の集落環境調査という項目でしたけれども、その研修会が

あって参加をしたわけです。地域地域においてはいろんな課題を抱えていらっしゃるのです。行政の方々がどう歩いてそれをキャッチされているかが、一番の課題ではないかと思います。先ほども平岡議員さんが職員さんの足で稼いだ情報をもとに、平生町政のかじ取り役としていってくださいと。町長が時々情報の共有ということで歩かれても、職員さんが情報を取ってこようという、私の地域は尾国ですけれども、尾国では今、有害獣に集落全体で取り組もうとしているのだけれど、なかなか知恵が回らないということが一番の悩みです。地域の人たちも一生懸命勉強していくと思うのです。ですから、私もある人に誘われて参加したわけで、それぞれお悩みを持っています。町長だけでなく、職員の皆様方にも情報の共有として、その県の講習会は市町村の担当者、集落営農の法人また団体の農業関係者という宛先がありました。尾国には集落営農の法人もありませんし、任意の集落営農組合はありますけれども、地域の中でいろんな取り組みをやりたいなということで、何とかしなければいけないと思っていたのですけれども、その悩みをどう解決するかという行動力が地域にはない。その中でどうサポートいただくかということが、一番の行政の役割ではないかと思うのです。私がそう思うだけかもしれませんが、町長さん長いこと中央のほうでご経験がありますので、今ふるさとに帰られて新たなスタンスで取り組もうという決意を持っていらっしゃいますので、今後どう取り組んでいかれるのか、来年度の予算編成を楽しみにしておりますので、その前に、抱負ということも含めてお尋ねさせていただければと思います。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 河内山議員にお答えいたします。

最後に情報の共有化というお話がございまして、なるべく情報を皆さんに共有してもらおうということが一番大切だろうと思っておりますので、これから皆さんのほうにお知らせさせていただくと。得た情報につきましては、なるべく皆さんと共有していきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、将来負担比率指標の改善に向けた取り組みについて、お話させていただきます。

将来負担比率につきましては、地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。一般会計の借入金や公営企業、組合等に関して、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指数と言えます。将来負担比率の推移につきましては、将来負担比率が導入された平成19年度決算では、225.5%でありましたが、平成29年度決算では、164.3%と改善をしております。これらも将来世代への負担軽減のため、新規町債の発行を継続的に抑制したことにより、一般会計や下水道会計の地方債残高を減少させることが主な要因であります。短期間で残高を大きく減少させることは困難ではありますが、中長期的に継続して抑制することで、よ

うやく効果を発揮させることができるものであります。町税や交付税の一般財源収入確保も必要不可欠ではありますが、町税については景気低迷や高齢化の進展等により、普通交付税につきましては国の財政健全化計画などにより、今後も増加を見込むことは困難な状況であります。数値改善のためには、財政基金残高も大きな課題であり、持続可能なまちづくりを目指して、平成28年度から実施しております第六次行政改革大綱を踏まえ、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる町政運営の体制を構築しております。

また、歳入に見合った効果的で効率的な基金に依存しない財政運営を目指して、行財政改革の推進と職員の意識改革を図っております。

また、こうした厳しい時代だからこそ、未来を見据えたまちづくりを着実に推進していくことも重要であると考えております。平成27年度から実施しております未来戦略では、本町が持つ魅力を最大限に引き出し、真に住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めており、アクションプランに掲げている政策目標の実現に向けた取り組みを進めております。

行政改革や未来戦略の施策を総合的、一体的に展開され、持続可能なまちづくりを推進し、経常経費等のさらなる削減など、聖域なく見直すことにより財源の確保を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した財源の確保に努めてまいります。

継続的ではありますが、町民の多種多様なニーズに対応する財源を確保するために、第六次行政改革大綱に財源確保対策の推進として、町税等の滞納整理を着実に実施するほか、使用料・手数料等の適正化に向けた取り組みなど、財源の確保に取り組むことといたしております。加えて、プライマリーバランスの維持を念頭に、地方債の新規発行抑制に努め、比率の減少に努めることといたしております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 詳しい説明をいただきましてありがとうございます。いろいろとるご説明をいただきまして、新しい風が起こるのかな、どうなんかなというふうに思います。余り期待が大き過ぎてもいけないのかな。極端な話をいえば結局今までと一緒なのです。

総花的なお話をしますけれど、1点だけ、第六次行政改革大綱を引き続きその線に沿って適正管理計画も含めて着実に実行していくというふうに思ったのですが、よろしいでしょうか。そのことだけ1点お尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そのように思っております。今、これでは全く変わらないなというふうにおっしゃいましたが、そこはやはり変えます。変わっていかないと、結局町長が変わって何も変わらなかったというのでは、皆さんが私を町長にした意味がないと、私自身も思っておりますので、変えます。変えるように努力します。さっき対策等いろんなことも言いましたけれども、も

ちろん継続していきますが、その中にまた新しい風を入れていくということは考えてやっていきたいと思っています。余り期待はしていच्छらないみたいですが、少しでも期待に沿いたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

.....

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、一般質問をさせていただきます。前の議員の方から災害に関していろいろ質問があったと思います。私も町長が政策の第一として災害に強い地域防災力の強化を挙げておられましたので、私も防災に関して質問させていただきます。また、新聞の報道の中で防災計画を見直したいという旨も書いてあったので、私も防災計画を見直して気になっているところがあります。

3点ですが、伊方原発の放射性物質漏えいに対する対策、井戸の活用と災害協力井戸の設置、水防訓練です。これを質問させていただきます。

まず、1つ目の伊方原発は、今後30年間で70から80%の確率で発生が危惧されている南海トラフ地震の発生域内にあり、中央構造線断層帯の近くに位置しています。また、中央構造線断層帯の真上に変電所が連なっており、変電所が地震でつぶれば、外部電源は喪失します。津波と地震で変電所や鉄塔は無事なのでしょうか。外部電源の喪失から1週間ほどは耐えられるよう対策はとっているのでしょうか、それ以上の地震、津波が来たら耐えられるのでしょうか。平生町は、伊方原発から40キロから50キロの範囲内に位置しており、春から秋にかけて大体南風が吹くのですが、福島原発事故で帰還困難区域になった飯館村のようになる可能性があります。また、日本で唯一内海にある原発であり、海水が入れかわりにくく、汚染水の濃縮は避けられません。このようナリスクの高い原発の稼働はやめるべきだと私は考えておるのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。国と四国電力に伊方原発の稼働をやめるよう要望していただけないでしょうか。

次に、2つ目の井戸の活用と災害協力井戸です。

今年は、7月の豪雨や周防大島の船が衝突したことによる断水と、水の大切さを思い知らされた年だったと思います。その被災地である広島や周防大島では、井戸を災害のときにも役立つようにしていこうという動きがあるようです。平生町も災害による送水管断絶を考えれば、井戸を災害時に役立てるようにしておいたほうがよいと考えましたので、質問させていただきます。平生町の防災計画では、飲料水の供給として井戸水の活用を掲げており、井戸の分布を把握するとあります。また、井戸の水を飲用として活用する際の飲用方法などの指導もするとありますが、現在の井戸の分布把握状況と井戸を飲用水として活用する際の指導はどのような状況なのか、教えてください。また、山口県では、萩市と岩国市が災害協力井戸を募集しています。平生町も募集してはどうかという提案です。

3つ目の水防訓練ですが、防災計画には、水防管理者——これは町長です——町長は平素から水防実施関係者に水防工法を習熟させ、非常事態においても適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならないとあります。しかしながら、消防団への水防工法訓練は、私が把握する限りは近年されていないのではないかと考えています。なぜされていないのか、お聞きします。私も消防団に入っているのですが、習熟されているとは思えないので、こころもどうなのかということをお聞きしたい。今年の7月の豪雨、平生町は建物、命にかかわる被害がなかった感じですが、今後もっとひどくなったら、平生町も浸水被害が多発すると思われます。このような状況に対応できるのでしょうか。来年も豪雨は来ると私は予想しているのですが、できれば来年の梅雨前に水防工法訓練はできないのでしょうか。急ぐ話かもしれませんが、お答えください。

あと、平生町には大きな川はありませんが、昔は海だった箇所や川の中に住んでいるような感じに私は受け取っているのです。洪水ハザードマップを見ると、内水氾濫する箇所も多数見られます。近年の豪雨を考えると、町なかには消防団だけではなく住民全体で対策をする必要があると思われるのですが、高齢化する町で今後どのように計画されるのでしょうか。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 松本議員にお答え申しあげます。

まず初めに、伊方原発のお話がありました。伊方原発は、近年発生が危惧されている南海トラフ地震の発生地内にあり、中央構造線断層帯から数キロに位置している、また、中央構造線断層帯の真上に変電所が連なっており、2つの変電所が地震で壊れれば、外部電源は喪失いたします。伊方原発が稼働していれば、非常時制御棒を入れる操作が必要で、リスクが高くなりますが、稼働しなくとも使用済み燃料棒を保管しているプールがあります。

四国電力が発表されている放射性物質漏えいに対するご質問ですが、四国電力により発表されている伊方原子力発電所の安全対策につきましては、原子力発電所が持つリスクを十分に認識した上で、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こしてはならないという決意のもと、従来から実施していた安全対策に加え、地震の揺れに備える、浸水を防ぐ、電源を確保する、安定的に冷却する、重大事故に備える、自然現象・火災に備えるための取り組みを進めているとともに、さまざまな事態を想定した訓練を継続的に行い、原子力発電所に対する新規制基準への適合はもちろんのこと、さらに安全性を高めるための自主的な安全対策を講じられております。

国際原子力機関 IAEA の国際基準では、原子力発電所で事故が発生し、緊急事態となった場合に、放射性物質が放射される前の段階から予防的に避難等を開始する P A Z——予防的防護措置準備区域——と、屋内退避などの防護措置を行う U P Z——緊急時防護措置準備区域——を設けることになっております。この国際基準を参考に、原子力災害対策指針では、P A Z については原子力発電所からおおむね5キロ圏、U P Z についてはおおむね5から30キロメートル圏と

することと定められております。これに伴い、5から30キロ圏であるUPZにおいては、緊急に備え、安定ヨウ素剤の備蓄や避難計画についても策定する必要があります。原子力災害対策重点区域につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会により、国際原子力機関の国際基準よりもさらに厳しい基準を設け、おおむね30キロメートルに拡大された経緯がございます。これに伴い、原子力対策に係る地域防災計画や避難計画も30キロメートル圏の範囲について策定することになっております。

山口県地域防災計画では、四国電力伊方発電所における原子力災害対策重点区域として、上関町八島がUPZとして定められており、県地域防災計画などに基づき、毎年原子力防災訓練が実施されております。

現在、本町については、原子力発電所から30キロメートル圏内の屋内退避などの防護措置を行うUPZの区域に入っておりませんが、原子力災害に備えた防災対策を講じることは重要であると考えております。

今後、国や県等の動向を重視しながら、情報収集に努め、退避対象となる圏内に入るようなことがあるならば、安定ヨウ素剤の備蓄や避難行動計画など、マニュアルの作成を検討していかなければならないと考えております。

次に、井戸水の活用についてご質問がございました。

大規模な災害が発生した場合、水道施設の損傷による断水が起こることも考えられます。町では、飲料水が不足した場合を想定し、災害救助物資の調達や供給、水道災害時における相互応援の協定の締結等を行っており、いざというときに町民生活の早期安定が図られるようにと考えております。

災害協力井戸とは、住民の方々が所有する井戸を事前に町に登録してもらい、災害時に水道施設が復旧するまでの間、地域の方々に開放していただき、生活用水を確保しようとするものでございます。山口県内で災害協力井戸を募集されている市につきましては、その井戸水を飲用以外のトイレ、洗濯等の生活用水としての活用をされております。平生町内の個人で所有している井戸については、所有者から町に届け出義務はありませんので、今のところ井戸の状況について把握はしておりません。また、井戸水については水道法が適用されないため、水質検査の義務もなく、さらには災害時には井戸水の水質に変化が生じることも考えられます。全国的には災害時における井戸の活用に向けた取り組みもございますが、個人の井戸の活用につきましては、所有者の厚意や善意を前提としており、地域の方が災害時に際してお互いに協力し合うことなどを話し合っ、地域の防災意識の向上につなげていただけたらと存じます。

平生町内の町民の方々の給水については、災害協定や応援要請などにより行政がしっかりと対応していきたいと考えております。

水防団の訓練について、お話がありました。水防団は、自分たちの地域は自分たちで守るとい

う精神に基づいて、洪水などの水害から地域を守るために、地域住民が団員となって水防活動をする組織でございます。

平生町地域防災計画では、町内において水防活動を実施するため、消防団が水防団としての役割を担うと記載しており、本町では消防団員が水防活動に従事することとなっております。また、県内の全ての市町においても、同様に消防団員が兼任水防団員として活動しております。そのため、ほとんどの市町では消防団訓練を行っていることもあり、団員の負担を考慮して、水防訓練の実施を見送っている状況でございます。また、水防訓練を実施している市町の訓練内容については、自主防災組織が主体となって行うものが多く、水防工法訓練が行われております。本町においては、これまで水防訓練は行っておりませんが、消防団が行う水害に対する訓練は、毎年コミュニティ単位で行っております防災訓練の際に、消防団員が避難誘導を行うなどの訓練を行っております。

今後、いつ発生するかもしれない水害の被害を最小限に抑えるためには、住民自身で行う個人の取り組みだけではなく、地域コミュニティなどによる地域を守る取り組みも重要と考えております。これまで地域で行う防災訓練においては、ハザードマップを活用したり、出前講座においてハザードマップなどの防災情報の活用についての説明を行っております。出前講座では、災害時においては町が行う公助には限界があるため、自分の命は自分で守る自助、地域の実情に詳しい自主防災組織などにより、地域の力で助け合う共助、行政が行う公助としっかり連携をとることが重要であるとお話ししております。こうした啓発活動により、町民の皆様の防災意識の向上を図りたいと考えております。なお、消防団の活動内容については、消防団幹部会での協議により決定していることから、今後の本町消防団への水防工法訓練実施については、消防団幹部会での協議を検討いたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時15分からといたします。

午後2時59分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 聞き逃したのかもしれないのですが、肝心なことを再度確認させていただきます。国と四国電力に伊方原発の稼働をやめる要望はしていただけないということよろしいですか。私が聞き逃したのかもしれないのですが、そこをもう一度聞きたいのでお願いします。

山口県が地域防災計画の原子力対策編というものを出しているのを知っていて、読んでみたの

ですけど、対象の関係周辺市町村は上関町としか書いていないわけです。30キロ圏内に含まれないので、平生町は計画には含まれないということで、先ほどの町長の答弁だと30キロ圏に含まれないので県の計画にはのれないということです。県の計画にのれるよう、30キロ圏外も入れるように要望するということでもよろしいのですか。そういう考えがあるのかなのか、お聞きしたいのでお願いします。

もしそれがだめだったら、国の政策もあるので平生町さんはだめですと言われた場合、篠山市というところが30キロ圏外なのですが、被曝を防ぐ対策を周知して、安定ヨウ素剤を備蓄して用意している市があるのです。放射線の影響を受けるのは、細胞分裂が盛んな子供たち、20過ぎてから私ぐらいまでは細胞が盛んに入れかわっているのではないかと思うのですが、低年齢のほうのヨウ素剤は独自に用意しておいたほうがいいのではないかと思うのですが。最近ヨウ素剤を私も買ったのですが、そんなに高いものではないです。大人でも2粒飲めば、そんなに経費はかからないと思うので、そこら辺のお考えをお聞きしたいところです。

災害協力井戸と水防訓練については、これから消防団の会議のほうで協議してもらえるとということで、お願いしたいと思います。消防団だけで対応できないのではないかというお話を最後にさせてもらったのですが、自主防災組織、町長も自助、共助、公助と言われたのですが、阪神淡路大震災のときに家屋の下敷きになった人を助け出したのは近隣の住民です。災害のときに一番即効性があるってすぐにやらなければいけないことをやるのは近隣の住民で、そう考えると自助というものを強化していかなければいけないと思うのです。西日本豪雨の対策を協議する話が、最近いろいろあったと思いますが、その中でも自助の部分、自主防災組織を強化しようという話になった。私も一応防災士の資格を町の補助をもらって取らせてもらったのですが、三、四年ぐらいになると思うのですが、住民の方と自主防災組織をどうしたらいいかということであったのですが、先ほども言ったとおり高齢化が一番ネックなのです。私は沼自治会のほうにいますが、敬老の日に沼自治会は敬愛活動といってお菓子を持っていくのですが、かなりの世帯に高齢者の方がいらっしゃって、自主防災組織をもっと強化しようとして投げかけても、なかなか盛り上がってこない、そういう状況なのです。本当に機能するのかという疑問を持っています。自主防災組織率が高いのは知っているのですが、災害に遭ったときにそれが機能するのかということが、私は心配しています。自主防災組織の会長も自治会長が兼務していて、自治会長はご存じのとおり毎年かわるわけです。何かをやるにしても1年で自主防災組織をかえて、後任になった人が大変になって自主防災組織が手に負えないという状況にもなりかねない。自治会でさえ大変なのに、自主防災組織をどうにかしようという動きになかなかならないので、どうしたらいいのかなと私も考えて、ない知恵を絞って提案させていただきたいのが、どういう状況なのかアンケートをとって見たらどうかと。自治会のアンケートを毎年とっているような気がするのです。自主防災組織のアンケートは何でとらないのだろうと不思議なところがあります。今どういう状

況で何に困っているのか、何が課題なのか、それを抽出しないと何も始まらないような気がするのですが。自分たちでやることなので自分たちでやってほしいですけど、ちょっと背中を押しあげる取り組みができないかということをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず初めに、伊方原発のことを要望するのかというお話がございました。今のところ要望することを考えてはおりませんが、今後いろんなところの原発、今とまっているところが動き出すとか、そういうときに周りの市町村がどういう行動を起こすのかということも十分踏まえて、その要望については考えていきたいというふうに思っております。

それから、ヨウ素剤でございますが、これにつきましてはおっしゃるとおり買って置いてもいいのかなと思いますが、財政とよく相談をして考えてみようというふうに思っております。

それから、自主防災組織の行う防災訓練とか皆さんやっておられまして、私も何カ所か行かせていただいて、見させていただきました。確かにおっしゃるとおり高齢者の方が多いので、全員が集まるということがなかなかないとか、高齢者の方がおりてくるのが大変、終わってからまた上がっていくのも大変ということも承知しています。ただ、だからといってやめるというわけにはいかないのです、そういう訓練をやっていることをいろんなところで情報として流して、こういう訓練をやりました、こういうやり方を教わりましたみたいなことを、コミュニティの中で共有してもらって、行けないけれども行った気持ちになってもらうということができればいいなと思っています。実際にこれは難しい問題だと私も思います。無理矢理連れてくるわけにはいかないですから、引っ張ってくるわけにもいかないので、防災意識というものを周知徹底して、自分たちで守らんと自分の命は守れんかもしれないということを周知して、皆さんも本気になって、これから災害がいつ起こるかもわかりませんので、このときはこうするんだよということを周知徹底していくしか、今のところ方策としてはないのかなというふうに思っているのですが。それにつきましても、今おっしゃったアンケート調査、これもやるように検討してまいりたいと思っております。高齢者の方々が自主防災に対してどういう意識を持っておられるのか、これも含めてアンケート調査を実施させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） では、再々質問をします。

山口県地域防災計画の原子力災害対策編に平生町は含まれていないので、計画を策定しろというのは心苦しいところもあるのですが、平生町の放射線に対する防災計画を見ると具体的ではないのです。県のどこに確認するのかどうかを書いていないのです。ここら辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかということです。独自にそれなりにつくっておいても問題ないと思っ

ています。災害があつて、県の人たちが上関町だけではなくて平生町に測定に来るかもしれないです。それまでにいろいろ災害があつて、道路が寸断されたり、時間がかかる間に被曝するというケースも考えられるので、平生町独自でガイガーカウンターとかを持って、篠山市も独自で持っています。私もガイガーカウンターを買ったのですが、簡易的なものだったら8,000円から5,000円で買えます。専門的なのだともっと高いのかもしれないのですが、先ほどのヨウ素剤の件も財政と検討されたいとのことでしたが、そんなに高いものではないので、ヨウ素剤とあわせてガイガーカウンターも検討されたほうがいいと。どこへ連絡してどういうふうにやるかとか。先ほど町長が想定外にも対応できるようにとたしか言われたのですが、想定をしてそれに対応するということをやらないと。想定外に対応ということは私はできないと思うので、原発事故も想定していただいて、いろんなものを用意していただきたいなと思います。篠山市は周辺の住民の方にも防護措置、放射線を防ぐために遮断するための措置、ゴーグルをしてマスクをして、かっぱのようなものを着て、屋内退避する場合はエアコンをとめて換気扇もとめて目張りをして、飲食物も制限されます。ヨウ素剤だって教育を受けていないと怖くて飲めないうです。赤い袋に入っています。飲んだこともない、聞いたこともない、3.11のときも近くの住民は飲まなかったです。そういう周知もしなければいけないと思うのです。ですから、ちゃんと計画をして、県も上関町に対してはそういう教育をすところここに書いてあるのです。平生町にもやってほしいとってほしいし、放射線に対する防護措置ということを計画していただきたいのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 防災計画とかどうするかという話がありますが、私が申しあげましたとおり、防災関係につきましては全て見直しますという話をしていますので、それを踏まえてどうするか対応させていただきたいというふうに思っております。資機材とか含めて、防災計画の見直しの中で議論が出てくると思います。専門家も含めて議論したいと思っておりますので、そういう議論も話の中に出てくるかもしれませんし、出てこないかもしれませんが、その辺の中で一緒に検討させてもらおうかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 2問目のほうに移らせていただきます。

2問目は、環境保全について2つ質問させていただきます。

まず、1つ目の企業進出への対応の件ですが、最近佐賀の方から佐賀にあった元学校施設に中国から産業廃棄物を処理する会社に来るかもしれないので、どうにかしてほしいと近くの住民の方から相談されたので、質問させていただきます。偏見かもしれないのですが、外資系の企業が来ると皆さん不安に感じるようです。町として、企業進出等による住民の不安や環境保全等などどのように対処されるのか。規制する条例があるのでしょうか、なければつくるべきではないので

しょうか、理由をお聞かせください。

2つ目ですが、太陽光発電設備が土砂災害特別警戒区域に設置されることについての規制についてです。

町長も選挙の1日目にいろいろ回って、太陽光がすごいついてると思ったでしょうが、選挙のときに細かいところに入ると、ここにも、ここにもという感じになっています。最近、山のほうにも設置され始めています。報道でしか知らないですけど、柳井市の伊陸の山のほうではメガソーラーが、ゴルフ場跡にも計画されていますし、私の近くの赤子山の登山道の入り口付近にも最近設置されました。現在、太陽光発電設備は居室を設ける建築物ではないので、土砂災害特別警戒区域には設置できます。太陽光パネルに光を当てるためには、当然木を切らなければなりません。木を切ると土の保持力が弱まり、土砂災害が起こりやすくなります。また、もし土砂災害が起こったら、一緒に流れてくると復旧の妨げにもなります。今年の7月の豪雨では、山間部の太陽光発電設備に土砂が流れ込んで当たったり、下が削れてもう少しで倒壊しそうな太陽光発電設備も、私も周南のほうに行って実際そうなった設備も見ました。土砂災害の可能性が高い地域に、太陽光発電設備を設置することにより、災害が誘発されるのではないかと私は懸念しております。こういうことを思っていたら、山口県のほうはちょっと前に新聞報道でありましたけれど、メガソーラーを環境アセスメント条例で規制するようです。ただ、小規模な太陽光はこれには含まれないようなのですが、平生町は小規模なものが点々とできると私は思っているのです。山の面積をいっぱい持っている人はそう多くはないはずですが、そう考えると、小規模なものを平生町がいっぱいつくったら問題になるのではないかと私は思っています。美祢市は、これを届け出制にして、規制とっていかはわからないのですが、届け出制にしているのです。平生町もやってみたらどうかと思うのですが、以上、よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

まず初めに、企業進出による生活環境変化への対応ということでございますが、企業の進出は地方経済が衰退している中、企業誘致による産業振興や地域活性化は地方自治体の主要な課題であり、今後も推進していく必要があると考えております。地域住民にもたらす不安要素につきましては、企業の説明責任として不安を取り除くことが必要であります。企業進出につきましては、外資系企業に限らず、地域とのつながりが手薄とならないように、丁寧な対応に心がけ、地域住民との良好な関係が維持されなければならないと考えております。企業進出に対しましては、業種によってさまざまな環境への影響が考えられることも想定され、一定規模の利用については対象となる業種についての環境アセスメントの履行や義務づけられるところではありますが、その他にも水質汚濁防止法や大気汚染防止法といった環境に配慮すべき規制法を遵守する必要があります。なお、産業廃棄物処理業者に係る環境保全に関する規制等については、廃棄物の処理及び清

掃に関する法律によって、産業廃棄物処理施設の設置許可申請をしようとするものは、施設の場所、種類、処理する産業廃棄物の種類、施設の処理機能、処理能力などの項目に加えて、設置及び維持管理に関する計画などの詳細な手続が必要となっております。これらの許可基準には、産業廃棄物処理施設の技術上の基準があり、施設の構造、排ガス及び排水施設において使用する薬剤等の腐食防止の措置、悪臭、騒音、振動等により周囲の生活環境を損なわないものであることや、排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするためには、必要な排水処理施設を設けることなど、高いハードルがございます。また、県では、山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に沿って対応することとなっております。市町は生活環境を保全するため、産業廃棄物の適正な処理に関して、県と協力して調整に努めることとなっております。こうしたことから、今の段階では企業進出について、法律等に規制される以上の規制条例の制定についての考えはございませんが、企業進出後の事業者につきましては、本町において現存する快適な環境づくり推進条例に規定する事業者の責務を全うしていただくよう喚起していくとともに、町としては各種環境基準の徹底遵守を図るため、県と連携して適切な指導対応を行っていく体制を整えていきたいと考えております。

次に、太陽光発電設備についてご質問がございました。

太陽光発電施設の普及については、平成24年7月の固定価格買取制度開始以降、全国的に大きく進んでおりますが、その一方で太陽光発電施設の設置運営そのものに関する法律等がなかったことなどから、全国で地域住民等と太陽光発電事業者等との間でトラブルが発生し、本町においても問題となるケースが生じておりますが、現在のところ個別の対応によって問題の解決を図っているところでありまして、適切な行政指導に努めていきたいと考えております。国においては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正により、固定価格買取制度の見直しが行われ、適切な事業実施の確保や地域との共生を図る観点から、設備認定から事業計画認定への認定制度の変更、認定情報の公表、条例を含む関係法令の遵守等が新たに規定されております。また、この事業計画認定への制度変更に伴い、構造物、電気設備、保守点検、立地に当たって、発電事業者が遵守すべきこと等をまとめた事業計画作成ガイドラインが新たに整備されており、措置の選定においては防災、環境保全、景観保全の観点から、適切な措置の選定、開発計画の策定を行うよう努めることとされております。現在、太陽光発電施設の設置場所が農地である場合には、農地法の規定により、転用許可申請時において農業委員による現地調査とあわせて、規制対象地については法令遵守を、そうでない場合においても近隣農業者への影響のほか、防災面や環境保全といった点にも留意して指導を行っているところでございます。質問でも触れられていますように、山口県は、国が太陽光発電所を環境影響調査の対象事業にする方針を11月に掲げたことなどから、県においても太陽光発電所を環境影響評価条例の対象とする方向であり、評価対象となる規模や事業者が講じるべき環境保全措置などの検討に着手する

方針と聞いております。なお、土砂災害特別警戒区域については、土砂災害防止法により、土砂災害が発生した場合、建築物に破損が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域に設定されております。こうした区域内にある構築物を対象として、新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等のソフト対策は行うこととしておりますが、太陽光発電施設は直接的な生活やそこで活動することを行う居室がない限り非建築物となり、規制する上位法がないのも実情でございます。今後、国や県の動きに注視し、現存規制の対象となる事業については、厳格に指導していくとともに、必要が生じた場合においては、適切な対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初の企業進出のところで規制する条例もあるということですが、適切な土地を使って適切に事業を行ってくださいという指導をしていくということだったと思うのですが、話が変わるかもしれませんが、町長もIT企業で雇用をと、私もそれは理解できるのですが、最近の国の動き、水道法改正とかでいろいろと問題になったと思います。農地法や森林経営管理法、漁業法などの規制緩和という形でやられているみたいですが、企業の参入がしやすくなるという感じになってはいるのです。企業が進出しやすくなるのは雇用の面でありがたいのかもしれないですけど、水とか農地、ただ商売をする道具だけではないです。環境に密接にかかわる産業、共同体や地方の雇用、環境、国民の食糧供給、5年、10年、企業だったらそれぐらいのスパンで考えるとと思うのですが、100年単位の自治体を守るべき資産、そこを企業に押さえられて、その後企業が採算に合わないから撤退するという事態になったときに、誰が責任をとるのかということ。水道のほうだと自治体が責任をとることになっているのかもしれないですけど、最近の国の動きを見ていると、佐賀のこととか、太陽光のこととか、大変不安になっているのですが、通告の中に入れてなかったのですが、賢明な町長であれば国の動きは敏感に見ていらっしゃると思いますので。

それと、来年からTPPが効力を発揮し始める、これもよくわからないところがありまして、そこら辺がどうなっているのか、大変私も不安に思っています。地域経済にどんな影響があつて、私たちの水やら農地やら、大変なことになるのではないかと危惧しているのですが、そこら辺について町長の考えを聞きたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、TPPについては、本当は私らもよくわかっていないです。余り国民の皆さんにお示ししていないです。中身は多少聞こえてきますが、実際問題としてどれだけの影響があるかということは今の段階ではわかりませんが、これから政府としても、国としての

方針が決まって、いろいろ出てくると思いますので。その状況を見ながら、今後どうするかを判断していきたいなというふうに思っております。

企業の誘致につきましては、おっしゃるとおり、町としても来ていただくことは大歓迎でございますが、迷惑施設とならないような施設にしてほしいですが。この団体はいいけど、この団体はだめだというふうな位置づけをするのは、法律、法令に沿った形で私どもが判断するしか方法がなくて。この会社はもうかっているからいいとか、この会社は大損しているからとか、経営状態も勘案いたしますが、進出しては困るとか進出してよいとか、いろんな法令等にのっとなってちゃんとやっているかどうかを確認して、入ってきていただくように私どももよく調査をして、企業の実態等も考慮しながら検討したいとは思っておりますので。今のところ規制がかかっていないようなものについては、私どもの町だけが特別に規制をかけますということは、それはできないので。近隣の町村等も見れば、平生町は相当厳しいからよその町に行こうとか、そういうふうになっても困りますので、その辺は実態を見て、本当にこの企業は大丈夫かどうか、それらを全て勘案して、企業誘致を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 企業誘致も慎重によりしくお願いいたします。逆に言ったら環境を壊したら私たちが出ていくかもしれないので、よろしくをお願いします。

最後に、町長が平生町の環境をどのくらい大切にしたいかということを確認させていただきたいのですけれど。先ほど第四次平生町総合計画が一般質問の中で出てきましたけれど、その中でまちづくりアンケート、平成26年の平生町まちづくりアンケートを参考にしているようですけれど。平生町のよいところは、結果では1位は温暖で多日照で住みやすいところが70.5%、2位は自然が豊かであるが55.8%、3位はおいしく安全な農海産物が豊かであるが25%でした。私もこっちの生まれではなく、関東の生まれで、こっちのほうに来たらすごい魚がおいしくて暖かくて住みやすい。山陰のほうに行ったら、冬は雪でよくあっちに住むなあと思うぐらいなのですが。すごい温暖で魚もおいしい、平生町は特に農薬も使わないで独自の三ツ星ということをやっているというところで、私も気に入っているところなのですが。

町長、平生町は町民の方が気候がいいところだと思っているのですが、この環境を将来どのようにしていきたいか、漠然とした質問なので申しわけないのですが。国民の食糧供給とか国の100年単位とか、そういう話をさせていただきましたけれど、そういう面でもどうしていきたいか。後援会のチラシでも地域産業をどうしたいかが余りなかったような感じがあるので、そこら辺も考えがあればお聞きしておきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町のよいところは自然ということ、初めに申しあげたとおり、大自

然、豊かな自然、これにつきましてははすごくよい町だというふうに思っておりますので、自然を守っていくつもりはありますので、これから先どのようなことができるかも含めてやりたいと思います。私もちょっと前に東京に行ってきたのですが、私の同期もおる中で、自然がすごくきれいだよという話をさせてもらいました。そうすると、じゃあ行ってみようかという人が何人もいました。私はぜひ来いと、皆さん東京に住んでいるけれど平生町に来て、気温は暖かいし、海があって山があって緑も豊富だよと、こんなところに住みたいというふうにきつとなるよという話をしたら、ぜひ行きたいというふうに言っていたいております。1月以降に必ず来るといふ人が何人かおりますので、ぜひ来てもらって、自然のいいところを見てもらって、何がいいのかを聞いて、私が気がついていないものがある可能性がありますので。私どもは毎日見えていますから、この景色がいいなとか、この町並みはいいなとか、この自然はいいなということは毎日見えていますから余り感動しないです。ですので、そういう人たちが来たときに感動してもらえというふうに私は思っていますので、まずどこが感動したかというところをメモって、そこを重点的に壊さないように、環境保全も含めて、自然を壊さないまちづくりを目指していきたいと思っておりますので、議員の皆様ぜひともご協力願いたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算から議案第47号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの質疑を受けます。

質疑はありませんか。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般会計補正予算の34ページから35ページ、災害復旧費です。9月の補正予算でこの大雨のときの災害の予算を組みまして、農業用施設単独災害45件、土木施設単独災害37件の補正予算を組んでおります。その後、12月の補正でどのように変わっていったのか。比べてみたがよくわからないのです。件数と金額をわかる範囲内で説明してほしいのですが。

○議長（福田 洋明君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私は今把握しておりませんので、課長のほうからご報告させていただきます。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） それでは、答弁をさせていただきます。

災害復旧費でございます。

農林水産業費の復旧費で、今回工事請負費を5,430万円ほど、これは単独災害復旧費から補助分への移行でございます。

6,090万円につきましては、5,430万円プラス660万円ほど補助分が足りておりませんでしたので、今回増額補正をお願いするものでございます。

それから、農業施設の補助分につきましては、5件分の計上をさせていただいております。

続きまして、災害復旧費の公共土木の施設災害復旧費でございますが、単独災害復旧費減額の1,870万円が、今度補助分の工事請負費へ1,870万円ほど計上させていただいております。

これは、町道北尻萩原線と大内川の2件分でございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 随分不親切な説明です。9月では農業用施設単独災害復旧費を45件で9,750万円という説明を受けております。それから、土木は37件で4,110万円という説明を受けています。これがどうなったのか。今言ったのは5件と2件です。そうすると、82件のうちの75件、これはどうなったのか。もうちょっと親切に流れを教えてください。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 農業施設災害復旧でございますが、当初が26件分の9,750万円、これは工事でございます。

公共土木につきましては、19件分の4,110万円ほど、9月で補正を計上させていただいております。

今回査定を受けまして、農業施設につきましては、26件分のうち5件が補助災に移管したものでございます。

それから、土木施設災害復旧費につきましては、19件中2件が補助災に認定されたものでございます。

残りは単独分でございます。

農業施設からいきます。当初予算が、災害復旧費で300万円ほど計上させていただいております。それと、9月補正で9,750万円ほど計上させていただいております。現予算が、1億50万円でございます。

それから、公共土木でございますが、9月補正で4,110万円ほど計上させていただいてお

ります。平成30年度当初予算は120万円でございますので、合わせて4,230万円でございます。現行予算の4,230万円から補助災分1,870万円を引きまして、単独災害分が2,360万円でございます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。4時20分から再開します。

午後4時03分休憩

.....
午後4時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 再度説明させていただきます。

農業施設災害につきましては、工事請負費が26件、修繕料が19件で45件でございます。

工事請負費につきましては、6,090万円、5件分が補助災分になっております。

公共土木施設災害復旧費につきましては、工事請負費が19件、修繕料が18件で合わせて37件でございます。そのうち、4,110万円のうち2件分、公共施設が1,870万円ほど補助災へ振りかえるものでございます。

以上でございます。

後日、委員会において資料を配らせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月18日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第14、委員会付託を追加いたします。

日程第14. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第14。

お諮りいたします。議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算から議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第41号から議案第48号までは各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月25日午前10時から行ひます。

午後4時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子

平成30年 第5回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成30年12月25日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第41号 平成30年度平生町一般会計補正予算
日程第3 議案第42号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
日程第4 議案第43号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
日程第5 議案第44号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
日程第6 議案第45号 平成30年度平生町熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
日程第7 議案第46号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第8 議案第47号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第9 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第41号 平成30年度平生町一般会計補正予算
日程第3 議案第42号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
日程第4 議案第43号 平成30年度平生町下水道事業特別会計補正予算
日程第5 議案第44号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
日程第6 議案第45号 平成30年度平生町熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
日程第7 議案第46号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第8 議案第47号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第9 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

出席議員(12名)

1番 中村 武央君	2番 中本 敦子 <small>さん</small>
3番 松本 武士君	5番 村中 仁司君
6番 中川 裕之君	7番 河藤 泰明君

8番 渕上 正博君
10番 河内山宏充君
12番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん
11番 平岡 正一君
13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	吉賀 康宏君
教育長	……………	新田 保弘君	会計管理者	……………	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	羽山 敦紀君
地域振興課長	……………	藤田 衛君	町民福祉課長	……………	石杉 功作君
税務課長	……………	岡村 茂樹君	健康保険課長	……………	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	田坂 孝友君
建設課長	……………			……………	高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長	……………			……………	角田 光弘君
社会教育課長	……………			……………	兼末 仁君

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 議案第41号

日程第3. 議案第42号

日程第4. 議案第43号

日程第5. 議案第44号

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

日程第8. 議案第47号

日程第9. 議案第48号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算から日程第9、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件を議題といたします。

これより、所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

それでは、松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） 総務厚生常任委員会は12月21日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全ての議案が全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申しあげます。議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算の歳入について、災害復旧に充てる一般財源が査定の結果どう変化したかとの質問に対し、資料を用いての説明を受けました。この件に関しては、事前説明の必要性を認識するよう執行部に要望しました。

総務費、一般管理費の特定財源に充てられている給水支援100万円の根拠について質問したところ、広域水道応援協定に基づくもので、応援を受けた側がかかった費用を負担すると理解してほしいとの回答がありました。

また、総務費、地域振興費のコミュニティ助成事業補助金の減額理由については、この事業に3団体が要望を出したが1団体しか採択されなかったとの回答がありました。それに対し、予算の組み方として採択されたら補正する手法を検討するよう要望が出ました。

以上が主だった質疑の内容です。以上、報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） 産業文教常任委員会は12月20日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全て全会一致で可決すべきと決定いたしました。

主だった質疑として、議案第41号一般会計補正予算について、土木費、住宅管理費の修繕料はホームタウン平生が入居者死亡により空き室となり、新たな入居者を募集するために内装や改

修に要する経費であるとの回答がありました。

中学校費の委託料として計上してある給水設備設計に伴う工事の見込みについて質問したところ、今後行われる工事の総額は未定であるが、単年度ではなく年次的な施工になるであろうとの回答がありました。

また、災害復旧費については、まず資料を用いての補足説明を受けました。その後、被害が大きい箇所や路線名、入札から工事までのスケジュールの確認を行いました。入札において不調が多いとの報告に対し、業者のマンパワーを懸念する声がありました。復旧が遅れているのではないかと質問に対し、工事の方法についての協議が続いていること、すべて完了するのは早くとも32年度中の見込みであるとの説明を受けました。

下水道事業特別会計において、使用料の増額補正の根拠を質問したところ、182件が新たに使用を始め、調定額が増加したことによるものとの回答がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、議案第41号から第47号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第41号から議案第47号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第48号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第48号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第41号平成30年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第41号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。議案第41号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可

決いたしました。

次に、議案第42号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第47号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第42号から議案第47号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第48号に対する委員長の報告は可決であります。議案第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第10. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第10、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、平成30年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一